

第九十六回国
参議院通信委員会會議録第七号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)
午前十時開会

委員長 勝又 武一君
理事 長田 裕二君
日本放送協会専務理事 坂倉 孝一君

委員の異動

四月十四日	辞任	成相 善十君	補欠選任	降矢 敬義君
		大森 昭君		瀬谷 英行君
		山中 郁子君		宮本 順治君
四月十五日	辞任	宮本 順治君	補欠選任	山中 郁子君
四月十七日	辞任	降矢 敬義君	補欠選任	成相 善十君
四月十九日	辞任	成相 善十君	補欠選任	園田 清充君
		片山 甚市君		大木 正吾君
四月二十日	辞任	瀬谷 英行君	補欠選任	大森 昭君
		大木 正吾君		片山 甚市君
四月二十一日	辞任	山中 郁子君	補欠選任	宮本 順治君
四月二十二日	辞任	園田 清充君	補欠選任	成相 善十君
		宮本 順治君		山中 郁子君
四月二十七日	辞任	山中 郁子君	補欠選任	宮本 順治君

出席者は左のとおり。

委員

勝又 武一君	長田 裕二君	長谷川 信君	前田 勲男君	大森 昭君	小澤 太郎君	亀井 久興君	郡 祐一君	志村 愛子君	新谷 實三郎君	高橋 圭三君	片山 甚市君	福岡 知之君	白木 義一郎君	山中 郁子君	中村 鋭一君	青島 幸男君	箕輪 登君	澤田 茂生君	田中 眞三郎君	酒井 繁次君	稲葉 威雄君	坂本 朝一君	高橋 良君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	-------

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(勝又武一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(勝又武一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大森昭君を指名いたします。

○委員長(勝又武一君) 次に、放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。箕輪郵政大臣。

○郵政大臣(箕輪登君) 放送法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

国民の多様な情報に対する要望にこたえて、テレビジョン多重放送を実用化するため、また、外国人等による放送会社の株式の取得の結果、当該

放送局の免許が取り消されるという不測の事態を防ぐ等のため、放送法、電波法及び有線テレビジョン放送法につき所要の改正を行う必要があります。

この法律案を提案した理由は以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。まず、放送法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、テレビジョン多重放送についてであります。テレビジョン多重放送のうち、当面実用可能なテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送を日本放送協会に行わせることとする。同時に、テレビジョン多重放送のための放送設備の賃貸を日本放送協会の業務に加えることとしております。さらに、この賃貸の場合の郵政大臣の認可については、両議院の同意を要しないこととしております。

また、日本放送協会を含め、テレビジョン放送とテレビジョン多重放送をあわせ行う放送事業者は、テレビジョン放送の内容を豊かにし、その効果を高めるようなテレビジョン多重放送の放送番組をできるだけ多く設けるようにしなければならぬこととしております。

このほか、郵政大臣は日本放送協会及びテレビジョン放送事業者に対し、テレビジョン多重放送のための設備の利用等に関する計画の策定、提出を求めることができることとしております。

第二は、日本放送協会の出資についてであります。日本放送協会は、その業務に密接に関連する事業を行う者に出資できることとしております。

第三は、外国人等の取得した放送会社の株式の取り扱いについてであります。上場放送会社等は、外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当するときは、当該外国人

等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができないこととしております。

第四は、災害の場合の放送についてであります。日本放送協会及び一般放送事業者は、災害の場合には、災害の予防または被害の軽減に役立つ放送をするようにしなければならないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、電波法の一部改正の内容について申し上げます。

これは、テレビジョン放送をする無線局の免許が効力を失ったときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送をする無線局の免許も効力を失うこととするものであります。

最後に、有線テレビジョン放送法の一部改正の内容について申し上げます。

第一に、有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣の指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も義務的に再送信しなければならないこととしております。

第二に、有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン多重放送を再送信する場合には、義務再送信の場合を除き、そのテレビジョン多重放送事業者の同意を要することとしております。

その他規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を経過した日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

引き続いて、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

ドーンで開催された国際会議において、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が採択されました。この条約は、今国会で御承認をいただくために別途提出されておられ、明年中にも発効することが予想されておりますので、同条約の発効に備える等のため、船舶において無線通信の業務に従事する無線通信士に關し、規定の整備を図る必要があります。

また、最近の国際情勢下において、在外公館からの無線による通信を確保することは、わが国の外交活動を円滑に遂行し、国益を確保する等の上から必要となつておりますので、わが国の在外公館に無線局設置の道を開くため、在日外国公館に無線局の設置を認める必要があります。

さらに、最近における無線局の免許申請者の増加に対応して、かねてより行政事務の簡素合理化を図る見地から、免許の簡略化の検討を進めてまいりました市民ラジオの無線局について、その免許を要しないこととする必要があります。

この法律案を提出した理由は以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、船舶において無線通信の業務に従事する無線通信士に關する規定の整備であります。が、船舶局の無線設備の操作に關して郵政大臣が行う訓練の課程または郵政大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了した者について船舶局無線従事者証明を行うこととする。とともに、郵政省令で定めることとしております。一定の船舶局の無線設備の操作については、この船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこととする。は、船舶局無線従事者証明の失効等必要な規定を整備することとしております。

第二に、外国の大使館、公使館または領事館の無線局についてであります。この無線局は、固定地点間の通信を行うものについて相互主義を前提といたしまして免許を与えることができることとしております。

第三に、市民ラジオの無線局の開設について

ありますが、この無線局については、技術基準の適合性を確保した上で郵政大臣の免許を要しないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。ただし、市民ラジオの無線局及び外国公館の無線局についての改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(勝又武一君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 まず、放送法、電波法一括して御質問をさせていただきます。

去る三月十九日、放送の多様化に關する調査研究會議が一九九〇年代に向けて取り組むべき放送政策の課題について報告書を郵政大臣に提出しておりますが、その理念、方向について大臣の御所見をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(渡邊登君) 先般、放送の多様化に關する調査研究會議から報告書が提出されたところであり、郵政省としても今後の放送行政のあり方について貴重な御意見をいただいたものと考へております。この報告書の趣旨を踏まえて、今後放送行政の推進に当たつてまいりたいと思ひております。特に、新しい放送サービスの実用化については情報の多様化、多様化に資するものと考えられますので、既存の放送秩序との調和にも配慮しながら国民の多様なニーズに対応した放送政策を推進してまいりたい、このように考へております。

○片山基市君 報告書によりますと、今回の放送

法の整備に關連するものについても触れられておるんですが、今回の法改正との關連、並びに今後多重放送等に關する免許方針の策定に当たつて報告書の提言をどのように生かしていくか、提言について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 報告書の中には、テレビジョンの多重關係の問題あるいは衛星放送の利用關係その他について御提言があるわけでございますが、特にそのうち文字放送の円滑な実施を図るためには次のような御提言をいただいております。

まず、広く国民各層に事業参加の機会が与えられて情報の多様化が図られるべきである。また、既存の放送事業者のすでに設置、利用しておる放送設備を使うということになるわけでございまして、第三者が円滑に利用できるように十分配慮する必要があります。それから三番目に、文字放送の具体的な事業主体でございまして、情報の多様化の確保を図る、それから放送メディアの特性に応じた情報提供能力あるいは競合メディアの状況等を総合的に勘案しながら検討する必要があります。

このような御提言を踏まえまして、私も今回の放送法改正に当たりまして文字多重放送の第三者利用の道を開く、こうしたものでございまして、けれども、その第三者の免許方針の策定に当たりましては、多重放送事業者もまた一般放送事業者になることもございまして、電波法等關係法令に基づきまして、地域の密着性、マスメディアの集中排除等、従前の基本方針に即して検討したいと思ひておる次第でございまして。

○片山基市君 そういたしますと、放送サービスの普及と充実、文字多重放送についてのお話は聞きました。衛星放送あるいは新しい放送サービスのための技術基準に關するコード伝送方式等についての提言はどうなつていますか。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま多重について申し上げたわけですが、次に衛星放送の關連ですけれども、衛星放送につきましては、そ

の利用方法あるいは事業主体のあり方等につきま
していろいろ御提言をいただいております。そう
した場合、NHKが放送衛星を視聴に使う場
合あるいは放送大学の場合につきましては、ある
程度路線といえますが、考え方はおのずから出
てくる面もあるわけですが、問題は、その第
二世代あたりから出てまいります第四番目のチャ
ネルの使い方、あるいはその次の時代に出てき
ますような新しい、放送衛星でないといえな
い、あるいは放送衛星だからこそのことというよ
うな、PCMの問題とかあるいは高精細度テレ
ビ、そうしたもののいろいろのお考えを
いただいております。さしむき問
題になります。BBS、これにつきまして
は四チャンネル乗るといふことになりまして、早
速NHKあるいは放送大学以外の関係諸機関等々
で新しい事業体が参入してくるという問題も起
りかねませんので、そうしたことに付いてはいろ
いろ関係諸機関との連携も図りながら考え方を詰
めてまいりたい、このように考えておる次第でござ
います。

それから従来から行っております難視聴の解消
あるいは放送サービスの普及と充実、従来路線の
テレビなりFMについての充実について一層推
進するようにと求められておるわけでもございま
すけれども、これらにつきましても引き続き積極的
に対処してまいりたい、前向きな姿勢で対処して
まいりたい、このように考えておる次第でござ
います。

○片山基市君 ところで、わが国の放送体制はNH
Kと民放と放送大学学園放送の三本立てになつて
おりますが、今回の放送法の整備についてはNH
Kと民放に限られ、放送大学学園放送については
触れられておりませんが、この理由はどのような
ものでありましょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) 仰せのとおり、放送
大学学園についてのコメントする部分はないわけ
でございますけれども、私ども、放送大学学園に
つきましてもNHKないし民放同様テレビジョン

多重放送の利用はできる、認めることにしている
というところでございます。ただ、学園の行います
放送は大学教育としての実質を有するものでござ
いますし、多重放送等を十分に活用して多面的か
つ充実した教育を行ってまいりたいというわけで
ございまして、第三者利用というものは認めるべ
きではない、認めないことが適当であるという考
え方からいたしまして、放送大学学園法の第二十
条にその学園の業務が掲げられておりますけれ
ども、そうしたものの改正には手をつけておりま
せんし、また同じような趣旨から第四十四条の六項、
いわゆる補完利用に関する規定も特に必要が
ないというところで準備はしない形になっておるわ
けでございますが、繰り返しますけれども、放送
大学学園がその本来の目的のためにこの多重の技
術を利用するということは妨げるものではない、
このように考えておる次第でございまして。

○片山基市君 ところで、放送法改正案が提出され
るに当たって、いわゆる受信料の支払いを義務づ
ける規定を盛り込むのではないかと一部で予想し
ておりましたが、事実はどういうことになった
か。このことは、去る三月三十日、NHKの昭和
五十七年度予算審議の際、私が確認しましたと
おり、事業の経営努力に負うところが大きいとい
うことと同時に、将来とも義務化の規定を設けな
いというように解釈しておるのでありますが、省
としてまずお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 受信料の支払い義務
化についてでございますけれども、受信料制度の
現在の趣旨を一層明らかにする、あるいは受信者
の負担の公平に資するといふふうに考えておるわ
けでございますけれども、五十五年度の受信料改
定後から現時点まで及び受信料の収納状況等関
心を持って見ておるわけでございますが、比較的
順調に推移しておるといふふうに判断しておるわ
けでございます。ここ当面NHKの経営努力に
期待し、その推移を見守ることが必要ではない
か、そういう考え方でございまして。

○片山基市君 NHKにお伺いしますが、三月三
十日のときに言明をされたように、今日の段階で
は事業として努力をし、法律の規制を受けなくて
も達成するといふことでございましょうか、お答
え願ひます。

○参事(坂本朝一君) 御指摘のように、今回の
郵政省から提案されました放送法等の一部改正案
には受信料の問題は入っておりませんけれども、
いま先生のおっしゃいますように、NHKとい
たしまして、現在のいろいろな状況を踏まえまして、
五十五年度の受信料改定後の契約、収納の面で努
力を重ねました結果、比較的滞納等の増加も抑制
でき順調に進んでおるといふふうに考えておりま
すので、いましばらくわれわれは経営努力によ
つてこの問題に対処したいといふふうに考えてお
る次第でございまして。

○片山基市君 私は、将来ともにそういう法律を
設けるのでなくて、いわゆるNHKの努力でお金
が集まってくる、番組がいいからみんな見たいと
いう、こういうふうにしてもらいたい。法律でお
金を取るようなことでなくて、むしろ自発的に番
組が民放と比べてみてもやはりNHKはいい、見
たいといふものをつくるというように会長が言わ
れるものと思つたんですが、どうも当分の間、ち
よっとの間、一年ぐらい、次の値上げのときには
何とかなつた、こういうふうに聞かれますので、そ
ういふことでは、やはり視聴率がどうかというこ
とではないと言われまして、視聴率そのものが
番組の価値ではないとの間も言われておりまし
たけれども、やはり国民からの信頼ということに
なればNHKが負うべきところは大きいと思ひま
すが、もう一度、将来にわたつて努力をするつも
りなのか、当面ちよつとすることなのか、
お伺ひします。

○参事(坂本朝一君) 先生のおっしゃいますよ
うに、受信料制度といふのはあくまでも受信者の
理解、それが前提である、そういう認識は立
ておるつもりでございます。したがひまして、
毎々申し上げるように、私はそういう面で受信
者の理解を得る、その上でこの制度を守ってい

たい、そういう考え方であるといふことを重ねて
申し上げたいと思ひます。

○片山基市君 わかりました。

放送法の抜本整備については、昭和三十九年九
月の通称臨放調、臨時放送関係法制調査会の答申
に基づいて電波法と放送法の改正案が昭和四十
一年に提案されました、廃案、未成立になりました
まま今日に至つておるんですが、すでに電波・放
送事業が大きく変わつております今日、電波・放
送行政の根幹をなす面法について時代の要請に沿
い得る整備が必要であらうと思ふんですが、それ
について当局の考え方を示してもらいたいと思
ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 抜本的改正につ
きましては、四十一年に提出いたしました御高承のと
おり廃案になつて、それから今日まで来ておるわ
けでございますが、いろいろ検討すべき問題はあ
るわけでございます。放送番組の問題あるいは一
般放送事業者のあり方等いろいろございまして、
でも、事が何分にも言論の自由にかかわる問題が
多い、また既存の放送秩序に影響を与える、そ
うした問題も考えなきゃいかぬといふことで、関係
の方面の御意見も非常に多岐にわたるわけで、な
かなか早急に国民的合意を得るのは困難だと考
えております。

したがひまして、そうした問題についての法改
正については今後とも引き続き検討を重ねていく
必要はあるといふことで検討を重ねていくわけ
でございますけれども、今回はともかく早速に実用
化が必要なテレビジョン多重放送の規定の整備あ
るいは外国人等の株式取得に対する措置など、当
面緊急を要する事項につきまして改正案を御提案
申し上げて御審議いただいております。申し上げま
すと、引き続き検討すべき問題は、このように
理解しておるわけでございます。

○片山基市君 いま局長からお話がありましたけ
れども、放送・電波法の周辺には多重放送や放
送衛星あるいは放送大学等の新しい状況が生まれ
ておりまして、放送法が表現の自由を保障する重

要な性格を有することは十分承知の上であります。二十年間が経過している両法について抜本的な整備をすべきだと思ひます。昭和四十一年に提案された改正法案が合意を得られずに廃案になったというところはわかりませんが、今後どのような対処していけるのか、具体的に今後の両法の抜本的改正について取り組まれるスケジュールを説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) いま申し上げましたように、特に放送法につきましては従来からいろんな問題があるわけですが、先生いまいちおっしゃいましたように、いろんな技術の開発に伴って新しい問題も出てくる、そうした問題にどう取り組むのか、あるいは放送大学の放送に放送衛星を使うという問題も出てくるだろう、こういうことでございますが、そうしたものに就いて法的措置が必要である、そうしたものに就いては国民的合意を得られるように努力しながら、そうした得られるようなものについて随時法改正を行うべきである、その努力にまいりたいというふうに考えております。そのためには、当然たとえば放送大学等でございますと文部省あるいはその他関係機関が多いと思ひますけれども、そうした方面の意見を徴しながら同意を得られるように、それで法改正の必要なものについては前向きに取り組んでいく、こういう必要があるのかというふうに考えております。

○片山基市君 随時法改正の提言によりまして、「今後とも、放送関係法制を放送界、放送技術界の変動、進歩に対応させるため、この種の調査検討を一定の期間をおいて繰り返し行なう必要がある」と述べられておりますが、それをどう受けとめておられるか。また、このことは、公的な権威ある機関の設置や国民的合意を得る手続が必要であると考えますが、大臣の御所見を賜りたい。いま局長の答弁では放送大学の問題等で文部省等と御相談することになっておりますけれども、公的な権威ある機関を設けて、今後の放送法のより充実した抜本的な改正が行われるように努力する必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(輿論登君) 放送法の抜本的改正については、問題の性格上なかなか国民的合意が得にくいもの等がございますので、郵政省としては、必要なものであつて国民的合意が得られるものについては随時法改正を行つていきたい、こう考えているわけでありまして、昭和四十一年に出されたようなものは今日の段階で包括的に出す。すなわち、昭和四十一年に出されたのは、電波の適正な利用を図るとともに、行政の公正と一貫性を確保するため、周波数の使用を計画化すること、放送局の免許の基準及び手続を整備すること等が必要であつて、それについてのそれぞれのいわゆる提案をされていくのでありますが、これから出されるという放送法上必要なものを逐次その都度出していくという改正方法をとりたい、こういうふうに理解をしてよろしくございませうか。

○政府委員(田中眞三郎君) いま先生がお挙げになつたようなこと、非常に多くの問題があるわけでございます。チャンネルプランを法定すること、あるいは一般放送事業者のあり方等、難視解消の問題を含めまして、いまのままでいいのかと、あるいはNHKの現在の体制と申しますか、機構その他についても検討すべき点はあるのじゃないか、こうしたことにつきましては随時私ども検討を続けておるわけでございますが、繰り返し申し上げますけれども、なかなかコンセンサスといひますか、十人の方には聞きますと、極端な場合には十人が十人御意見が違つたというふうなものもあるわけでございます。そうしたわけで、問題意識は常に持ちながら、いま大臣も御答申申しましたように、随時新しい技術の開発とともに必要なものも出てくるであらう、そうした必要なもの、それからやはりコンセンサスといひますか、十人のうち少なくとも六、七人ぐらいのコンセンサスが得られるようなものについては随時その法改正をやつていく、こうした手法もあるであらう。一方、片一方で根本的な検討を進める、こう

いうことでございませう。○片山基市君 非常にコンセンサスを得る、合意を得ることのむずかしさのお話がありましたけれども、憲法で保障された表現の自由、こういうこととからいまして、この取り組みは慎重でなければならぬと思ひますから、いまの答弁を承つておきます。そこで、今回の法律案をつくりました中心になる多重放送について、まず総括的な立場からお伺ひいたします。

放送法改正案によれば、今回NHK、民放にテレビジョン多重放送のうち音声及び文字多重を実用化するための措置を講ずることとありますが、テレビジョン多重放送の技術開発の状況はどのようになつておるのか。すなわち、音声、文字、静止画、ファクシミリ等ありますが、当面音声と文字についての御話があるんですが、それを含めて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(田中眞三郎君) まず、音声多重でございますが、これは実用化試験局というふうな形でもうすでに実施に移つておると申しますか、実用を前提とした放送が行われておるわけでございます。次に、文字多重でございますが、いろいろ御意見もあるところでございませうけれども、パターン方式とコード方式というものがあつて、そのうちのパターン方式については非常に日本の象形文字あるいは漢字国においては適当であるということと電波技術審議会の答申も得ておる、またコードが非常に伝送速度も速いということで魅力ある方式である、これにつきましては五十五年度以来研究しておるわけですが、できる限り早急に技術基準の審議を終えてもらいたい、こういう状況になつておるわけでございます。二、三年を要するであらうというふうなことでございませうが、この音声多重、文字多重につきましては、いずれにしても、実用化のめどがついたという形で今回御提案申し上げ、御審議いただいておりますわけでございますが、多重につきましては、いま先生御

指摘のようにファクシミリ放送とかあるいは静止画放送あるいはコードデータ放送などが音声多重、文字多重以外にも考えられるわけでございます。その開発の現状でございますが、まずファクシミリ放送についてでございますが、これも現在電波技術審議会において審議を進めておるわけでございます。

審議の状況でございますけれども、ファクシミリ放送システムの室内実験用に試作いたしました送受信機によりまして、既存のテレビジョン放送などへの影響の有無及び所要の伝送品質について室内実験を行ひまして、一応の成果を得ているという現状でございます。今後は、さらにファクシミリ放送に必要な送信機の諸特性あるいは多段放送波中継を行った場合の伝送特性、画質に乱れが出ないか、文字に乱れが出ないか、そうしたもののについて室内及び屋外実験を含めて検討する必要があるか、このように考えております。

次に、コードデータ放送あるいは静止画放送でございますが、まだ電波技術審議会の審議ベースには上がつておりませんけれども、それぞれNHKあるいはその他の研究機関において御研究いただいておりますところでございませう。緊急警報信号方式につきましては、コードデータ伝送放送の一部になつておると思ひ、これは別途早急に必要だということと今年度中にも御答申をいたさう、こういう形になつておりますけれども、緊急警報信号方式も一種のコードデータ放送の一部である、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。

○片山基市君 音声多重放送は昭和五十三年九月から試験放送を実施しておりますが、文字多重放送については、このような過程がございませう。そこで、法案成立後はいきなり本実施ということになるのでしょうか、まず御答を願ひたい。○政府委員(田中眞三郎君) 音声多重方式の導入の仕方と文字多重方式の導入の仕方がステップが違つたのだ、こういう御指摘でございますけれども、この文字多重放送につきましては、先ほども

○政府委員(田中眞三郎君) 番組を豊かにし補充の利用に努力していただきたいという条文をお願ひしておるわけでございますけれども、その補充利用の番組比率を条件として付すかどうか、あるいはたとえばテレビジョン放送番組のうち文字多量重放送で補充するのになじむ番組がどの程度あるのか、あるいは放送をする側でどの程度これに對

応する能力と申しますか、番組制作能力、手数というふうなもの、いろいろございますので、十番組入れられるうち二番組にするのか三番組にするのか、その辺につきましては放送事業者側の計画というものを参考にしながら今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、精神といいたしましては、非常に補完的利用を望まれておる向きもございまして無視していただいております、その辺に御努力いただきたいという考え方でござい

○片山基市君 放送の多様化に関する調査研究協議の報告書では、「聴力障害者への字幕放送サービスが円滑に実施できるように、国、地方公共団体及び放送事業者その他関係者の幅広い検討と協力が望まれる」と記されておりますが、この字幕放送に対する経費負担のあり方については、NHKと民放では経営財源が異なるはずであります、基本的にどのようにお考えですか。まず政府から。

○政府委員(田中眞三郎君) 聴覚者向けの字幕放送の制作というものは非常に多額の費用を要するということを聞いております。また、時間的にも大変である、あるいはそうした向きのエキスパートの養成も要するというふうに聞いておるわけでございまして、何分にも有限、希少な電波を利用していただいております。放送をやっている、それからこうした特定者向けに特に要望されておる放送であるということで、放送事業者、NHK、民放を含めまして、その社会的責務という

ような立場から、やはり企業努力あるいは特別な創意工夫というものでよりまして対応して欲しいと期待いたしておるわけでございまして、NHK、民放、協会の会長として、いまの政府の答弁について御見解がございましたら、お願いいたします。

○参事(坂倉孝一君) いま電波監理局長からお話がございましたように、この聴力障害者向けの字幕サービスにつきましては、これはいろいろな

まだ検討されるべき問題が残っているわけでございまして。NHKにおきましては、現在プロジェクトチームをつくりまして、いろいろなテスト版の制作など、あるいはソフト面での手法の研究、検討を進めているわけでございまして、やはりこの漢字、かなのまじった日本語をどう文字化していくか、あるいはいま御指摘のございまして、そのような専門家の養成の問題、そういう問題を抱えているわけでございまして、実用化に当たりましては相当な設備、要員、経費が必要になるわけでございます。

こういった問題につきましては、外国におきましてもやはり統一されました、たとえばアメリカにおきましてはNCIという全米字幕機構といいますが、ナショナル・キャプションング・インスティテュートというふうなそういう専門機関がございまして、政府の資金といったようなものも入れて、この字幕の制作等に努力をしている実情でございまして。日本におきましても、やはり各方面からの基金その他によつてそういったようなものを持つていく方向ということも検討されるのではないかと、NHKといいたしましては最大努力をしたいと思いますというふうにお考えのわけでござい

○片山基市君 そうすると、電波監理局の方に聞きますが、民放の方は財政的にどういうような考え方に立つものでございましょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) 既設のテレビ放送事業者の場合に第三者に利用させる、話し合いの上でそうした会社ができた場合にやるという面については先生の御質問にはないと思ひますが、その放送事業者自身がやる、そうした、特にはっきり申しまして聴覚者のための番組をつくるということについての費用の捻出についてどう考えるか、こういう御質問かと思ひますが、やはり基本的には放送事業者自身がそうしたものをやるのだ、そうした方々のために社会的責務を考えてやるのだという姿勢を期待したいわけではござい

ますけれども、またそれなりの創意工夫によりまして。外国の例等で申しますと、そうした趣旨に賛同するグループというものも、そんなに豊富ではないでしようけれども、ないわけではない。財団というふうなものからの寄附等々もあり得るといふふうには考えておるわけでございまして、基本的にやはり番組を毎日制作しておく、一時的に投資すればそれでいいというものではございせんので、やはり日々における放送事業者自身の御理解あるいは責務を感ずるというふうなことで御協力をお願いする必要がある、このように考えております。

○片山基市君 ハードの設備の問題については、それはある程度財産にもなりますし、適当にできると思ひます。ところが、ソフトの方になりますと、人材の問題になりますし、大変これから長期的なことになるから、いいということでも公共的な役割を果たそうと思つたところが、金がなければ今日の国鉄みたいなたかれ詰まらたりする。うっかり公共性に賛成してやってみたら後で赤字繰のために命をとられるというふうな恐ろしい世の中でございますから、よほど考えてみないといひことがかわらない、こういうふうな思ひます。これは私の私見でありまして、社会党の意見でありません。どうもいいことだと思つてやることは一番危ない。だめだだめだと言ひおるの

は、監視しているから大丈夫だという気がするの、この字幕放送がだめじゃなくて、この財政的な経営的なことをどのようにするかというのをはつきりさせないで、突っ走つてから後で引き返すことができないということがないように特に要望しておきます。

そこで、音声多重放送についてですが、現段階では一チャンネルで一番粗しか利用できないと聞いておりますが、仮に独自の利用を認めるとすればテレビジョン放送局が単独のラジオ放送局を持つのと同じになり、ラジオ単独事業者の経営基盤に影響を与えることになる。放送事業者全体の調和ある発展という観点からこれをどのようにお考

えですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 既設放送事業者が行います特に音声多重につきましてはの独立的利用でございまして、まさに先生たいまおっしゃいましたようなことで、情報の多様化などの観点からはまさに音声多重の独立的利用というものは有用な利用方法ではあると言へるわけですが、でも、マスメディアの集中排除の趣旨に反しないか、つまりテレビ局がラジオ局も持つというふうなことにならないか、音声放送全体のあり方からいたしまして、ラジオ放送とFM放送とテレビがやるところの独立的な音声放送、こういうふうな音声放送全体のあり方からして適当かどうか、また補完的利用が十分行われなくなるのではないかという問題があるわけでござい

○片山基市君 それでは、NHK関連の文字多重放送についてお伺いします。

今回、NHKの必須業務としてテレビジョン音声及び文字多重放送を行わせることにしておりますが、全国普及義務を課していない理由は何でしょうか。まず、郵政省からお答え願ひ、後、NHKからお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKはあまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的として設立された法人でございまして、テレビジョン多重放送でございまして、全国普及に努めるべきものだと考えておるわけでござい

ただ、テレビジョン多重放送の場合、少なくと

なおNHKの放送設備を使用する第三者でございませけれども、あくまでもNHKからは独立した別の法人であり、新たな放送事業者として、また番組編集の自主性も持つべきものだ、こう考えておるわけでございまして、第三者があらわれるといことがNHKの巨大化につながる、このようには考えていないわけでございます。

○片山基市君 第二NHKをつくるような免許の方法をとらないというようにお答えになったと聞いておきます。

放送法第九條の六項、同三十條の二項などの立法趣旨から見ると、NHKが他の放送事業者へ出資を認めることに問題はないか、その法的見解はどうでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) 放送法の第九條第六項はたしか受信機メーカー等に対する規制であり、また三十條の第二項は会長等が放送事業等に出資をすることの禁止規定だと思いますけれども、こうした規定は健全かつ公正な放送の発展を期待するという観点から設けられたものであると思います。今回の改正案では、NHKがNHKの設備を共用する多重放送事業者にも出資できるように、このように考えて出資事項をさわったわけでございますけれども、これは設備を共用いたしますNHKと第三者の業務提携関係を円滑にする、そしてそれによりまして多重放送の公正かつ健全な普及発展を図るという考え方でございまして、そうしたものでございまして、放送法の第九條第六項あるいは第三十條の第二項の趣旨にも合っている、抵触するということには考えていないわけでございます。

○片山基市君 それでは、具体的に聞きますが、放送の多様化に関する調査研究会あるいはNHK長期ビジョン審議会の報告書で見ると、「NHKの放送設備を利用する第三者の選択については、「NHKの性格や使命に十分留意した対応を図る必要がある」としてありますが、NHKの放送設備を利用する多重放送の実施主体としてどのようなものをNHKはお考えですか。

○参考人(坂本朝一君) NHKの設備を利用して文字多重を行う第三者につきましては、やはりNHKのチャンネルイメージを損なわないという、そういうことが重要な条件になるかと思ひますので、そういう点を考えまして、そして新しい法人をつくるという、そういう方向で検討しておるわけでございます。

○片山基市君 それでは、放送局の外国性の排除について話を進めたいと思ひます。

当該地域を基礎とする放送会社、これは民放ですが、この民放会社が株式を上場し、電波法で規定する外国性排除に抵触するおそれが出てきたからといって特別立法をしてまでこれを保護する必要があるのかどうか、当局の見解をまず聞きたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 外国性排除について特別の法的手当を今回しようとしておるがということですが、今回の五十三條の二の規定を設けましたのは、上場会社等株式を公開してある会社が、会社の意図とは関係なしに外国人等によりまして一定数以上の株式を取得されることになる、そうすると放送局の免許を取り消されるという事態が電波法から出てくるわけですが、そういう事態を避けて国民に対する安定かつ継続的な放送サービスを提供する必要があるということとで、そうした観点から妥当な措置と申しますか、必要な措置である、このように考えておる次第でございます。

○片山基市君 納得できませんが、放送会社が株式を公開してまで資金調達を図る必要があるというのはいかなる理由でしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) 民間放送事業者の事業経営についてでございますが、言論報道機関といたしましての自主性を高度に尊重するという観点から、たゞいま御指摘の民放が株式を公開するかどうかを含めまして、民間放送事業者の自由によつて、その株式を公開して各社の公開理由として、その詳細に承知しているわけではないわけですが、昭和四十一年の商法改正以前にありましては株式の譲渡制限を行うことができない状況にあったわけでございますが、それにもかかわらず放送施設の拡充等に必要資金を効率的に調達するというところで株式の公開を行った社が幾つかあった、このように理解しておるわけでございます。基本的には民間放送事業者の裁量に

よるものである、私もこういうふうに理解いたしております。

○片山基市君 理解できませんが、放送会社が株式を公開し一般市民から資金調達を図ることとしているのは、放送事業への投資というのではなく、本来業務とは関係のないホテル、貸しビルあるいはゴルフ場経営などサイドビジネスのために必要であり、またそのために放送を私物化していると思われざる節もある。北海道テレビ放送の例もあります。株式上場の放送会社の資金需要など経営の実態をどう把握しておられるか、不適當と思われるものは皆無であつたのかどうかについて、それだけ御答弁願ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま先生が御指摘なさいました公共的な放送事業を行うものとしていさゝか問題であるという事実はなかつたとは申しませんが、私も私どももいたしましては、先ほども申しましたように、放送事業を行う上で番組の制作や施設の建設に多額の資金を要する、そうした経理事情によりまして資金調達のために株式の公開をした会社が幾つか、先ほども申しましたように当初においてあつた、こういうことで株式の公開はあくまでその時点におきまして安定した放送サービスというものを提供するための放送事業を行うためである、このような理解をいたしておるわけでございます。

○片山基市君 上場しておる会社はいわゆる五社程度であります。そのうち東京にある二つのいわゆる放送会社が、外資が一つは一三・一九%、一つは一〇・七八%ということでは危なくなつたので駆け込みをして政府に助けを求めらう。このごろ臨調では民間の活力と言ふやうありませんか。放送局は民間じゃありませんか、民放は。そして民間の活力でやればよいのでありまして、株主が八千名おろすと五千名おろすと、体育館で集めようとか武蔵館で集めようとかやればよいのであります。そしてちゃんとした昭和四十一年の商法改正に基づいて手続をとればよいので、こういうような国の保護でいわゆる放送をうまく乗り切つて株式会社を守ろうということについては局長が言われても反対であります。賛成できません。

さて、放送事業が外資企業に経営支配されないための電波法による資格事由や民放の地域密着性についての免許要件があるにもかかわらず、株式を公開し、これは五社だけですが、外国企業からの防衛努力もせず、地域社会への密着性も無視している放送会社を特別立法で救済するということになれば、すなわち既存の民放局の予備免許の条件、事業主体の構成、株式の譲渡制限の定款の作成などに法的拘束力がないとして問題視されるおそれがあります。電波法の技術整備が要求されているのに、さらに矛盾を拡大するようなこういうような特別立法をすることについてはいかがなものと思ひますが、もう一度、田中局長、同じことを言われるでしょうか、簡単に答えてください。

○政府委員(田中眞三郎君) 百数十社あります民放のうち、ごく限られた会社であり、自衛努力といひますか、みずから手当てする、株式の譲渡については取締役会の承認を要するというような定款変更の手当ての方法もあるのではないかと申してございしますが、なるほどそういう方法もあるわけでございます。

ただ、実際問題として、株主がかなり多い場合、総株主の過半数にして発行済み株式総数の三分の二以上に当たる多数による株主総会の決議を要するということではございまして、非常に実際問題としてはむづかしいといひますか手数を要するといふようなことで、やはりこうしたものにつきまして安定した放送サービスの提供という私どもの放送政策上の観点からしてもやむを得ない必要な措置であるといふふうに考えておるわけでございます。それによりまして重要な放送会社の立場といふものを守るべき措置を講ずべきである、このように考えた次第でございます。

○片山基市君 日本の国の株式会社株主総会といふのがいかにインテキといひますか、適当なものであるかといふことの証明をこのマスコミの放

送会社が明らかにしておると思ひます。株主の三分の二が集まらないといふことは、それは架空の株主なのかどうか分かりませんが、当然私は手続上集めるべきだといふ立場をとります。これ以上局長に言つても仕方ありませんけれども、日本の国の民主主義の面、いわゆる世の中でおれはどつぱら正義の味方はないというマスコミの会社は国の法律によつて自分の仕事を手助けしてもらわなければならないことでは、余り大きい顔をしておられに迫つてくるのはやめてもらいたい。自分の会社の経営を日本政府、国会で決めてもらわなければならない、自分の株主と対等に話ができない社長、これは納得できない。NHKでも相当国会で議論をして予算を決めておる、そして批判もさしていただいております。ところが、民放の方はだれにも制約されずにやっていると、これは納得できません。

そこで、放送会社の中で株式を公開していないが譲渡制限の定款を設けていない会社がある、と聞いておるんですが、これらの実態はどのようになつておるものか、これらについて、どうして把握されておるのか、簡単によろしくご説明をお願いします。

○政府委員(田中眞三郎君) 上場会社が五社、それから店頭売買が一社ございます。それから定款によりまして取締役会の承認を要するといふ形になつておるものがほとんどございまして、そうした形になつていない、定款に決めていないものが二十五社、そういう形になります。二十五社と六社、合せて三十一社、それ以外のものにつきましては定款で取締役会の承認を要する、こういう形になっております。

○片山基市君 いま局長から説明があったように、放送会社が百十五社、そのうち三十一社が譲渡制限の定款を持つておらない、そのためにこの国会でこのような法律をつくる、非常に勝手なことでありまして、その代表的なのが東京放送、日本テレビ放送網、これが大体大変だといふことで出しておるんだそうですが、これは日本の国のキー・ステーションを持つておるところで、大変残念だ

と思う。意思表明だけしておきます。最後に、電波は有限の天然資源であり、しかも公有財産であります。その意味で国民共有のものでなければならぬのに、実際はそれを自由に使える権利を持つ者は特定少数の者であります。周波数の独占を獲得さえすれば金もうけができる、社会的影響力が大きい、そこに利権者が群がる、ということになつておると思ひます。これに対する行政当局の責任は非常に重いと思ひます。マスメディアの持つ社会的責任を一層明確にする抜本的政策の確立について郵政大臣としての御所見を賜り、質問を終わります。

○政府委員(田中眞三郎君) いわゆる臨放調、臨時放送関係法制調査会の答申書でございましてけれども、三十九年九月にいただいたわけでございまして、「電波の公正かつ公平な利用を図り、マスメディアの集中ないし私的独占が生じないこと」とする考え方を妥協としておりまして、そうした趣旨も盛り込みまして、先ほどから先生に御指摘いただいたとおり四十一年度の第五十一回国会に放送法、電波法の改正を提案したところでございまして。今回の改正案におきまして、そうした趣旨から文字多重放送のためにいわゆる第三者利用の道も開こう、こういうことで、文字多重放送につきましても、いろんな第三者利用として考えられる企業体等につきましてもマスコミの独占排除という趣旨ののちとしまして対処してまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

○國務大臣(賀輪登君) 御趣旨のとおりでございまして、この電波・放送の分野におけるマスコミの独占排除については今後とも心がけていくつもりでおります。

○新谷實三郎君 ただいままで片山委員からいろいろな問題について詳細に質問が行われましたが、なるべく重複を避けまして、非常に重要だと思ひます数点について、私の見解を交えながらお尋ねをしたいと思います。

まず第一に、問題にされました放送法の改正案の中の五十三条の二の問題でございまして。この問

題は、昨年の当委員会において当時の郵政大臣と私は意見を交換いたしました。日本の国益を守る意味において外国資本が日本の放送会社の中に無制限に入つてくることを防止しなかつたらぬといふ観点から質問をいたしました。この点は、御承知のように、終戦直後、国会において新聞社の資本構成の中で外国人の資本が入ることを規制する法律が成立いたしました。これが現行法でございまして、それと軌を一にしておる問題でございまして、あるいは多少の観点の違いはありますが、日本船舶、日本航空機というようなものについてや、はり同じような趣旨の規定があることは言うまでもございせん。私は、そういう意味において日本船舶、日本航空機としての放送会社が、外国資本が入つてきたために免許を取り消されるというふうな事態が起らないようにした方がよいという考え方から、山内郵政大臣に意見を申しまして了承されまして、それが今日の法律案になつて出てきておるのでございまして。

これについて質問をいたしますが、「証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるもの」として郵政省令で定める株式」と書いてございましてが、「これに準ずるもの」というのはどういふ性格を持った株式でありましょうか。恐らく、これは証券取引法の第六条あるいはそれに伴つて制定されております施行令といふようなものに掲げておられます店頭売買の証券を言つておるものではないかと思ひますけれども、「これに準ずるもの」として郵政省令で定める株式」といふような表現で、これは有権的な解釈としてそういうものがある、当然包含されるということではございまいしょうか。

法務省の方もおいでになつておるようですから、法務省の方からも御意見を伺ひ、後、郵政省から、これは大臣は必要ありませんから、政府委員で結構です。御答弁を願ひます。

○説明員(稲葉威雄君) 五十三条の二の立案に当たつては私どもも御相談にあつたわけでございますけれども、ここで証券取引所に上場されている株式に限定してこのような規定を置いたとい

うことは、特にこれについて必要性が高いということもございまして、半面、取得をいたしました外国人が名義書きかえを断られたときにその利益をいかにして図るかといふことと関連するわけでございまして、上場株式でございまして、外国人が名義書きかえを拒否されまして、証券会社へ行き、取引所を通じて売却をして投下した資本を回収することができるといふことになるわけでございまして。その趣旨でこの上場株式に一律限定するといふことでございまして、先生御指摘のように、証券取引法はさらに店頭銘柄といふものを認めておるわけでございまして、これも大体上場株式に準じた流通状況にあるといふことになつております。

したがういまして、これは当然にそういうふうになるということではございせん、もちろん郵政省令で定めるところになつておるわけでございまして、郵政省令で定めただけの場合にはそういう趣旨を体してお定めただけの場合にはどういふふうに考えておられて、その趣旨は、やはり流通と申しますか、それが簡単に外国人が売却することができるといふことが前提になるわけでございまして、それに類するものとしては御指摘の店頭銘柄といふものが当然考えられるのではないかと、かように考えております。

○政府委員(田中眞三郎君) 郵政省令で定めるものとして何を考へておるのかといふことでございまして、具体的なものといたしましては、証券取引法六条二号、証券取引法施行令三条に決めます有価証券と同内容のものと考えているわけでございまして。いわゆる店頭売買のもの、このように考えております。

○新谷實三郎君 御趣旨はわかりましたが、それによりまして、各会社の定款に株式の譲渡制限をしていない放送会社が相当数、先ほど御説明のようにはありますが、こういう会社の株式の名義書きかえをしないといふことによつて電波法第五条の制限規定に該当するような放送会社は恐らく全くなくなるだろう、こういう結果を予想してよろし

義務づけまじやうというような、そういう意見がどこかにあったんです。だから、その意見がいまでもどこに残っている今日提案しておられる多重放送に関する法律の精神と違つたことになる。だから、これはそういうふうないろいろ考えられた結果変えられたんですから、変えられた方針に基づいて忠実にやりなすていただきます。大臣にも、これは特に希望しておきます。

それから多重放送を行う既設放送事業者が、これは従来も一般の放送事業の免許を受けているわけですね。今度は自分で多重放送をやりたい。恐らく今後はこういうケースが相当多いと思うんですね。そういう場合には免許の申請を新しく出すのか、あるいは免許を受けているんだから多重放送も新しい免許申請をしなくてもやれるのか、それはどちらなんでしょう。

○政府委員(田中眞三郎君) 文字多重あるいは音声多重でございすけれども、あくまでも従来行つておられるテレビジョン放送とは別の独自の番組を送り得る放送である、こういう考え方からいたしまして、既設放送事業者が多重放送をやりたいという場合にも新たに音声多重あるいは文字多重の多重放送の免許というものを要するもの、そのように考えている次第でございす。

○新谷實三郎君 あなたの方の免許申請は、われわれも見せてもらったことがあるけれども、実に膨大な資料をとられるんですよ。ですから、既設の事業者が多重放送を自分でもやりたいんですよ。場合は手続をできるだけ簡便にして、ああいう非常に膨大な資料を要求しないでやるようにしていただきたいと思いますが、これはそのとおりやっていたかと思ふから答弁は要りません。

それから多重放送についてのいろいろの免許の条件、これについては省令等によりましてだんだん明らかにせられると思うんですけれども、実は私が一番心配しておりますのは、キーステーションの関係よりもむしろ各県にありますローカルステーション、そういう地方地方の放送事業者、それと地方のたとえば商工会議所であるとかあるい

は商工会とかあるいは各種の新聞等との関係の方が具体的に一番これは問題を起しやうと思ふんですね。新聞社一つとてみても、放送会社は民放が二つ三つしかない、新聞社の数は非常にたくさんあるという場合に、非常にやっばり地方的なトラブルが起りやうだろなと思ふんですね。これをどう処理するか、なかなかこれは具体的な事情によつて違ひまじやうけれども、郵政当局もこれは考えなきやならぬ問題が多かろうと思ふんですね。ですから、これはやっばり先ほど冒頭に申し上げましたように、既設の放送事業者とそれから多重放送の申請をしたいという第三者との間でお互いに契約をして、両方が共存共栄でやうていこうというやうな条件が整つたときにそれを優先的に考慮して免許申請を取り上げていくというやうな大きな方針を持つておられないと、地方の問題としては非常に私はシリアスな問題が起りやうと思ひますので、これは大臣、特にその点について御留意を願ひたいと思ひます。

ことに、これに関連して申しますと、一般的には放送事業の免許というものは大体三年で更改することになつてゐるんですね。三年ごとに更改するでしよう。こういう多重放送については、これからこれを健全に発展させるのには、いままでの放送事業のやうに非常に画一的にいろいろな条件を決めていかれるというのでは、私はこの際慎重に考えた方がいいと思ふんです。だから、免許期間のごときも必ずしも全部三年ごとに更新するんだというやうな画一的な方法ではなしに、たとえば一年間やってみただけでも、これはどうもうまくいかないからやめたいというやうなものはどんなやめさせたいかと思ふんです、多重放送のこの第三者ですね。そういうケースがこれから多くなつてくると思ふので、余り画一的な一般放送事業について与えられておつたやうな免許方針でなく、こゝでもつと柔軟性を持った免許方針を採用される方が、将来に対して健全な発展を所期する意味では正しいのじやないかと思つてゐるん

です。大臣、この点いかがでしよう。

○政府委員(田中眞三郎君) さしむき二Hというやうな形で利用できるわけにございすけれども、そのHも十番組程度入れられる。またコード方式ともなれば、非常にスピードも五倍、十倍となりまして情報量も多くなる。また一方、使い得るHの数についても六つばかり可能性があるというこゝでございまして、その辺も含めまして政令あるいは省令の決め方の段階においても、十分にそうした利用の形態等も様子を見ながら融通性のある対応をしまひたい。このように考えておりました、ただいまの先生の御提言につきましても十分私ども考えに入れながら、この多重というものを盛んにすると申しますか、取り入れてまいりたい、このように考えております。

○新谷實三郎君 その方針でやつていただければ結構だと思ひます。

それから先ほど片山先生からお話がありました、多重放送についてのコード方式とパターン方式の問題ですね。これは技術的にもコード方式の方はこれから少し時間がかかるんだということで一応ごもつともだと思ひますけれども、ただ、どの方式をどうしろかということ、私は技術者でないからわかりませんけれども、しかし一長一短があるやうです。しかし、将来に対してはどこのコード方式を基本として採用した方がいいというのが通説のやうですね。もしそうなるとしますと、せつかくこういう多重方式を採用するんだから、なるべく早く実現したいというのはこれは郵政省の希望だろなと思ひますけれども、私は半年や一年それがおくれても、むしろ視聴者のためになるかならぬか、コード方式でちよつとしたアダプターをつけたらいいんだというやうな考え方でなしに、さつき局長が言つたやうな、経費をかけるないでも両方の方式が採用できるやうなそういう技術開発がやがてできるのなら、半年や一年おくれたいって視聴者のために私はその道を選んでもいいと思ふんです。あなたが、さつき片山委員の質問に対してパターン方式の方が先行する

と思ひますがと言つただけで、そういう考えじや困るんですよ。視聴者の立場からこれに対して二重投資になるやうなことは絶対あつてはいけななし、視聴者の立場からこれをお考えになる必要があるというこゝで、これは厳守してらわぬと困ると思ふんですが、どうですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 受信者に迷惑をかけないやうにというのが大前提でございす。それからこのやうにいろいろ今国会でも御審議いただいてゐるわけにございまして、そうした審議の反映というものは、当然電波技術審議会の場でも反映されるわけにございす。その場において御存じのやうに現在コード方式の御検討をいたしておるわけにございすけれども、ハイブリッド方式とかいろいろ御議論があるわけにございす。その場合においても、技術的検討ではございすけれども、当然経済性その他、導入に当たつての投資、送り側の投資であると同時にまた受信者の投資もあるわけにございすけれども、そうした経済的要素も考えた上で電波技術審議会としての将来を見込んだ答申と技術的審議も出していただきたい、このやうに考えておる次第でございまして、迷惑のからないうやうにいたしてございす。

○新谷實三郎君 そういうお考えならそれで結構です。その点は十分慎重におやりになるやうに希望しておきます。

それから最後に、もう一つ、まだちよつと時間があるやうですから、先ほど片山さんも問題にされました放送衛星の問題。

これについては、これからの発展の過程で新しいメディアをどうするかとか、いろいろな問題があります。それはしかし、片山さんからもお話がありましたし、先般私はNHKの予算のときにきういったことについて意見を申し上げましたが、きうも申し上げるつもりでないんですが、ただ、私はこの数年來非常に気になつて、歴代の郵政大臣にも、またある機会には科学技術庁あたりにもそういうことを申し上げてゐるんですが、

つまり衛星というものについての基本的な方針が政府で決まっていなくて、そこそこ、それから実用衛星を打ち上げていった場合に非常にたくさん問題が起るわけなんです。それに、私は、一番先にこういう実用衛星を打ち上げられるのは郵政省でございまして、またこれからは郵政省の仕事を活用しようから、これは郵政大臣が、関係大臣といえますと科学技術庁長官もあつたし、また大蔵大臣もあつたし、いろいろな方面と連絡をしまして、基本的な方針だけはなるべく早く確立するようにしなさい、といふことなんです。

たとえば、申し上げますと、衛星というのは、やっぱりこれはまさか船舶とか軍艦とかいふようなものと違ふので、これは法律上は、それに対して、私は詳しい法律論はよく知りませんが、書いてある物だ、一つの物だ、という概念以外にないでしょう。そうしますと、衛星の一体所有権はだれが持っているんだ、所有権者はだれだ、というんです。いまは、たとえば放送衛星ですとNHKが六〇％、国が四〇％持っているというんです。そうすると、一般論からいいますと、六〇％のNHKはマジョリティーを持っているわけでしょう。そうしますと、この所有権がどうなっているかといふと、これは結局共有ですわね。NHKと政府の共有だ。そうすると、これをどういふふうにするか、民法にも書いてありますね、使用、収益、処分、これは共有権ですわね。そうすると、政府で、NHKはこういう波を使いなさい、残った波はだれに使用しなさい、と、政府のそういう命令権、監督権なんではないんです。政府の、所有権の点からいいますと、そういう点で、どういふふうな規制をし、秩序立てるか、というのを政府において考える必要がある、といふことが言えるわけですね。これは一例です。

それから先般「ゆり」ですか、実験衛星BSです、あれが作動しなくなったですね。それで、いまは衛星の姿勢の制御とか、そういうところは実験対象になっていない。しかし、絵も送ってこない、音声も送ってこないというので、その方の実験はもう全然できないというので、その方の責任を持つんだというところが、一体だれが責任を負うのか、これは初めて打ち上げる場合に、いままで失敗した例がありますわね。これについては、ここでは詳しく申し上げませんが、とにかく政府と関係のユーザーとの間で交渉して、とにかく損害は半々で持とうというにされたようですね。それには保険がついている。そういうこと

と、ところが、一遍打ち上げてしまつて、後、軌道に乗って衛星が動いているという場合に、今度はそれに對して、いま政府でもどこでも何らの補償の規定というか、補償の約束なんといふのは何もないでしょう。一遍打ち上がったつて動かし出したら、その衛星が仮にいまの「ゆり」のように障害が起つた場合にどうするんだ、ということについては何らの取り決めも何もない。方針も決まっていな。私は、これからどんどん実用衛星を打ち上げていけるのに、このままではいかん、ということ、これは政府の責任としてお考えにならないといふのは、いかに多いかと思ふんですよ。とにかく残された問題が、余りにも多いんですね。私の意見はあります。ありますけれども、これはむしろ政府全体でもってお考えになつていただく問題だと思ふので、実用衛星が打ち上がったのは近いですが、それまでには何かこういふ重要な基本方針について政府の意見をまとめておける必要があるのじゃないかと思ふので、これは郵政大臣、特に気をつけて努力していただきたいと思ふんです。

それからこれに関連して、衛星については、先般、通信・放送衛星機構法というのが出ています。これにつきましても、きょうは詳しく言いませんが、この衛星機構の理事長からもこういう点について困っているんだといふのがたくさんあります。問題が、郵政省は、私はそうでないと思ふんですけれども、衛星機構は衛星を管理する権限があるのだ、というように、ときどき言われるんです。衛星の管理ですね。ところが、衛星機構の法律を見ても、これは打ち上げをほかのだれかに、それは宇宙開発事業団でしようね、それに対して委託をして衛星を打ち上げる仕事とか、それから衛星の姿勢の制御をすることとか、それから衛星に搭載された無線設備、これを用いて無線局を開設する者に利用させることといふようなのが衛星機構のこれが業務になっているんですね。法律に書いてあるんですよ。衛星の管理なんていうのはどこからも出てこないんです。それを便宜主義か何か知らぬけれども、何か衛星機構が衛星を管理しているんだといふようなことをときどきどこかで言われるらしいですね。

もし管理しておられるのなら、さつき申し上げたような衛星が動いているその最中にどこかに故障が起きた、衛星の本体にできる場合もあるし、中のミッション機器に故障が起きる場合もある、管理しているのなら管理者としてそれを直すのが当然でしょうね。そんなことも追いついていくだけの衛星機構の財政状態じゃないですよ。これらの点は、ただ私は、場当たりでやっているのかしらぬけれども、やはりもっと基本的な考え方に立つて見直して、これから先の衛星というものはどういふふうにして管理し、どういふふうにしてチャンネルその他の使用について政府が責任を持つてやるなら、どういふ方法でやるのか、というふうなことをもう一遍基本的な洗い直して、そして、早くそういう基本精神のもとにスタートしてもらわないと混乱するばかりだと思ふんです。この点は、特に、長くお聞きした、最終的に私の考え方として伝えておきますので、ひとつ善処をお願いしたいと思います。これは答弁は別に要りませんが、大臣、ひとつしっかりやってください。

以上をもって、私の質問を終わります。
○委員長(勝又武一君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。
午後一時十五分休憩

午後一時十八分開会

○委員長(勝又武一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として宮本顯治君が選任されました。

○委員長(勝又武一君) 休憩前に引き続き、放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福岡知之君 最初に、総合的な点について所見を申し上げたいと思ひます。
テレビやラジオあるいはまたFM放送、これらは国民の日常生活あるいはまた人間の形成という面で非常に大きな影響を与えていると思ひます。それだけに電波あるいは放送行政、これは公正かつ適正に行わなければならないことは申すまでもありません。

このために、いわゆる合議体の行政機関として昭和二十五年六月一日に電波監理委員会が発足いたしました。その後この委員会は廃止され、二十七年八月一日からは放送行政を含む電波行政はいわゆる郵政省の所管となりました。従来七人の委員で行っていた権限を郵政大臣が行うことになり、その対応策として五人の委員から成る電波監理審議会がこれに関与することになりました。昭和三十三年九月に出されました臨時放送関係法制調査会、この答申におきましては電波行政の公正中立と行政の一貫性についての制度的保障を担保する見地から電波監理審議会の強化が必要

ですけれども少し早過ぎる。先取りして何らかの枠といいますか、決めるのはいいかもしれませんが様子を見て遅くはないのではないだろうか。こういうような形で、繰り返しになりますけれども、さしむき、かなりはつきりしております音声多重、文字多重に限らせていただいた、こういうことでございます。

○福岡知之君 いま局長が触れられたように、静止画放送とかファクシミリ放送とかデータコード放送とかあるいはFMの多重放送、こういうのが考えられるわけですが、いつごろそれは実用化されるだろうか。余り固まった考え方でなくともいいですが、そう遠くは私は放置できないだろう、こう思うんですけれども。

○政府委員(田中眞三郎君) そうしたものの、FM多重等のお話もありましたわけですが、やはり基本的には成果が出たときにできる限り早く還元するんだという考え方の上でやってまいりたい。そして技術のグループあるいはメーカーあるいは番組をつくる側とそうしたものの様子を見まして物にすべきだといいますが、時期が来ました場合には時を失せずに措置を講じていきたい。そして今度多重の中の音声多重、文字多重というものを取り上げるわけですが、そうした線上で、いま先生の申されましたような新しい多重の技術も今回やっておけば非常にその時点でも取り入れやすい、路線はしかれておる、その延長線といける面が相当多い、このようにも考えておる次第でございます。

○福岡知之君 郵政大臣、いまお聞きのとおり、いろんなメディアがメジロ押しと言ってもいいほど今日まで開発され実用化を待っているわけですが、国民の側からいっても、送られてくるところの番組に対する関心の度合いも強いし、またテレビを見る視聴のための形態も非常に多様化してきているわけですが、そういう時代にはいま私たちはあると思うんですね。先ほども触れましたように、そういうものを制度面でもちゃんと担保をして実用化に支障のないように対応

していかなきゃならぬわけですが、大臣としては、一体こういう時代のニューメディアの実用化あるいは積極的な推進というものについての基本的な御所見はいかがですか。

○国務大臣(眞鍋登喜君) ニューメディアがたくさん出てまいりまして、そのニューメディアの活用と申しましようか、実用化について国民のニーズに対応した政策をとっていき、それについての郵政大臣の見解はどうか、こういう御質問だと思いますが、御承知のとおり、先般提出されました放送の多様化に関する調査研究協議の報告書の趣旨を十分踏まえまして、情報の多元化、多様化を図る観点から技術開発を積極的に推進するとともに、その実用化についてはニューメディアの特性の活用を図り、既存の放送秩序との調和を図りながら国民の多様なニーズに対応して方策を図ってまいりたい、こう考えているところでございます。

○福岡知之君 局長にお伺いしますが、一昨年の昭和五十五年十月にいわゆる有料テレビの申請が行われたことがありますが、これは「につかつ」という会社でございまして、したがって、その当時この有料テレビ問題がクローズアップしたわけですが、郵政当局としては、それはいままでの放送法からしても簡単には認めるわけにいかぬ、こういうふうな見解で認可されるに至っていないと承知しておりますが、ただいまの郵政大臣のお話じやありませんが、放送の多様化に関する調査研究協議も発足し、いろいろ見解を提言されているわけですが、基本的には今後どういうふうに対応しようかとされているんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 先生おっしゃいますとおり、五十五年の十月に日本有料テレビ株式会社というところから有料テレビの放送局の申請があったわけでございます。これは地上でございまして、地上放送による有料テレビの導入、こうなりますと、御存じのように日本のテレビにつきましましては、NHKそれから民間放送というものがそれぞれ形でいままで非常に盛んな形で存在するわ

けでございまして。そうしたところへ地上放送によります有料テレビの導入、こういうことになりますと、いま大臣が引用されました、先般の多様化に関する調査研究協議でも指摘されておりますように、何分にも有料テレビのサービスの対象というものが、潜在需要の多い特定の地域、たとえば東京近辺とか大阪近辺とかそういう地域に偏るだろう。そうすると、地域格差がますます高まるといような形になる。また、放送でやるわけがございまして、有料放送用の周波数をそれじゃ偏らないように全国的に割り当てる、こういったしますととても周波数が足りない。こういうようなことで、地上放送におきまして有料テレビを導入するというようなことをしましては、いま申しましたような点を考えながら十分慎重に検討していく必要がある。ただ、地上となるとかなりむずかしいという感じがするわけでございます。放送衛星等による空から降ってくる場合には、いま申しましたようなスクランブル方式等によって有料とすることも考えたらどうかという御意見もあることとでございますけれども、地上の有料テレビというつかまえて方といたしましてはかなり消極的なお答えをすることになろう、このように思っております。

○福岡知之君 私もまだ自分自身の考えで、これは完全に肯定して物を言っているわけじゃないんですけど、五十五年十月にそういう一つのきっかけができたわけですが、その後やむやになつておるんじゃないかということ、もう一度、将来的な問題としては考えていかなきゃならぬというか、突っ込んで議論を本格化しなきゃならぬというふうな意味で申し上げているわけですが、たとえばいまの電監局長のお話としますと、アメリカなんかで、その当時の新聞報道でも、カリフォルニア州で六つか七つの局がある。アメリカでは一九六八年、いまから十四年前から、ペイテレビと呼ばれる第二世代のテレビだ、こういうことで開局が認められている。カリフォルニアで六、七局。その一方で特定地域向

け、先ほども各地域というお話がありましたけれども、特定の地域向けの有線テレビ、CATVが全世界の四分の一に当たる一千四百萬世帯をカバーしている、こういうふうな報道記事があるんですね。

しかも、これはアメリカの場合には三大ネットワークでは満足し切れない番組内容というものを集中して放送しているわけで、かなり利用は積極的なものがあるんだ、こういうふうな報道はあるんですけど、大体アメリカのそういう考え方と、いま局長が頭に描いておられる、また考えられている日本の現状におけるこの種の問題についての受けとめ方、これはどういふところで違ふんですか。日本の場合、これじゃいつまでたっても、アメリカは十四年前から実用化に入っているんだけど、日本の場合は全然進みそうな気配を感じられないんですけど、どこあたりが違ふんですか、アメリカと日本と。

○政府委員(田中眞三郎君) 放送行政等私ども進めていく場合に、やはり一応先進国でありますアメリカあるいはヨーロッパの状況と比べてどうかということがよく言われるわけでございますけれども、最近では日本も相当迫いつきまして、アメリカやヨーロッパをリードするというような面も非常に多いわけでございますが、たとえばいま先生がお話しになりました有線テレビの普及状況、あるいは有線でもなくともペイテレビというふうなもの、あるいはもうちょっと別に言いますと、FM等は非常にアメリカと日本は事情が違つておるといいますか、使い方が違つておるといふのは事実でございます。

その辺の原因をどう考えるのかということでございますけれども、これは人によりまして意見がいろいろあるかと思ひますけれども、やはり一つにはテレビなりという情報に求める。日本の場合は、かなり細かいといひますか、情報が中央的といひますか、画一的と申しますか、日本人の、単一民族と申しますか、言語の共通性、こういうようなこともあると思ひますし、翻つてアメ

リカの場合は、たとえて言いますと、一万数千の世帯があれば十分にローカル新聞も成り立つという形の新聞のあり方等々でも非常に違っている。それからまた、有線テレビがアメリカで普及しているのに日本は普及しないのは、これは逆に日本のテレビが非常に早目に普及されたので、アメリカの場合は有線テレビは中央の大きな三大ネットワーク等々が届かない地域が非常に多いものだから有線テレビが普及した、こういう面もあるのじゃないか。長くなりましたけれども、かなり地域の大きさ、それからマスコミに求める国民のニーズ、あるいはコミュニティ情報を求めるアメリカ国民と日本国民との違い、いろいろなものがありまして、相当アメリカにおいて日本においても進んではおるわけですが、形勢としては違った形で今日のような状態がある、このように私は理解しておるわけでございます。

○福岡知事 今後の後段でおっしゃられたような違いがそういえることも理解できるわけですが、日本がそれならば今後どういう姿になることが望ましいのかというところは依然として残るわけでありまして、何もアメリカのまねをしなかならぬというふうには考えていませんけれども、たとえばかつて私もここで何回か申し上げたんですが、F MならF Mだけをとりえまして、全国普及ということとあわせてやはり人口の集中している大都市で複数のF M局を設置するという、またそういう期待もないことはないわけで、アメリカ帰りの人たちに私は何回も聞かれて、何で東京で、大阪でF Mは一つしかないんだ、二つしかないんだ、こういう疑問にはちゃんと明確に答えられないですね。いや、全国普及が先なんだ、こうも言うておられないわけでは、なかなか全国普及するためにはそれこそペイするかどうかというところで考えなきゃならぬわけですから、そういう意味で画一的、一元的にやるということだけでもいいかぬというのがそのF Mの場合でも感じられたことなんですけれども、それはさて

おきまして、今後の課題として研究をせつかくお願いしたいし、われわれも考えたいと思っております。

次に、放送の多様化に関する調査研究会のアンケート調査の結果を見てみますと、民放のテレビが二チャンネルしか使用できない地域ではチャンネル数への不満が強くてもっとふやせという要望もあるやに伺っております。またF M放送についても、先ほど申し上げましたように数が少ないことをやはり不満と考えている方が多いという結果がアンケートで出ているわけでありまして、既存のテレビあるいはF M放送を使用して多重放送が今後実用化されていくとした場合に、基本となるテレビあるいはF M放送のサービス地域の格差がそのまま多重放送についても格差として引き継がれていく、情報の地域格差が一層拡大するということになるんですから、そういう懸念があるというわけでございまして、したがってこの格差を是正する対策が必要になってくる。それは民放テレビのチャンネル数の不均衡を是正することが必要になってくるということでありまして、この点についての具体的な考え方はお持ちでございまいしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) まず、民放テレビの拡充の問題でございまして、私も、従来から地域間の格差といいますか、大都市と地方とのチャンネル数の不公平、格差を是正する方向で努力してきたところでございまして、おっしゃいますとおり、いまだに二チャンネルあるいは三チャンネルしか見られない地域が残っておりますわけでございまして。こうした地域にありましては、大都市地域との情報格差を是正するようにという要望も強いわけでございまして、今後ともそういうしたものについてはやはり人口、経済力あるいは周波数事情等を勘案する必要があると思いますけれども、基本的にはチャンネル数の不均衡を是正すべきである、その方向に進むべきであるというところで、ステップ・バイ・ステップで施策を進めてまいりたい、このように思っております。

次に、F Mでございすけれども、F Mははっきり申し上げて、民放のF Mとなりますと東京、大阪等わずかに十一地区に施策としてチャンネル割り当てをしておる、こういうことでございまして、電波がいたしませんでした現在のところ五カ所で、まずやはり全国的にも早く普及を図るべきである、そしていつ、どうした時点かはまた今後の検討にまづいたしまして、やはり二波目という、そういうふうな問題も当然検討すべきであらう、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○福岡知事 F Mの方は、この国会が終わりますとかなり全国的にチャンネル設定をされますか。

○政府委員(田中眞三郎君) 新しいF Mの作業をどうするかということではございしますが、私どもの作業手順といたしましてはそういうことになろうかと思いますが、いずれにいたしまして、これは諸般の事情を考えた場合に大臣に御決裁いただくわけではございまして、私も事務局としてはいま国会の方で一生懸命やっておりますけれども、当然そういう作業につきましても、何分にも十数年前に四局始めながら、いま時点は五局しか電波が出ていない、そして施策としては全国四十数局の中で十一局についてしか施策をしていないというのが実情でございまして、当然にその辺の施策はすべきであらうという形で大臣の御決裁を仰ぎたい、このように考えておる次第でございまして。

○福岡知事 これは何回やっても切りがないんですけれども、まあいいでしょう。

次に、これもかねがね問題になっているんですけれども、NHKで難視聴地域の解消のために努力をされ、逐年これは成果を上げてきていますけれども、朝ほどの実用衛星との関係でNHK全国放送に関する限りは難視聴地域解消についての大きなめどは採算の問題は別にしまして立っているわけですが、これは局長、民放に対する対策とい

うのは具体的にどう考えたらいいんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 昭和五十五年度末におきます難視聴世帯数は民間放送で百二十八万世帯、このように言われておるわけでございまして。私も、NHKのみならず、民間の難視聴につきましてもその解消に努める必要があるというふうな考えでおるわけでございまして、私も、どうしたかは、再免許のとき等は当然でございまして、その他のいろいろな機会、イベント等におきまして、放送事業者に対して中継局の設置あるいは難視聴の解消というものを強くアピールいたしまして今後ともその指導に努力してまいりたい、難視聴解消を図っていくべきものである、このように指導し、また強く訴えていきたい、かように考えております。

○福岡知事 次に、テレビの多重放送の実施対策についてお伺いしたいと思います。

民放連や新聞協会から、それぞれ郵政大臣あてに要望書が出されていると聞いておりますが、今回の放送法改正内容に対してこれらの団体がどういうふうな受けとめており要望書が出されているのか、概要を一通承りたいと思います。

○政府委員(田中眞三郎君) まず、民放連の要望書の要旨でございしますが、大きい点は二つあるかと思えます。

一つは、文字放送の標準方式につきましては、電波技術審議会におけるコード伝送方式の答申を待って、さきに答申されたパターン伝送方式との比較検討を十分に行って、将来性のあるすぐれた方式を採用すべきであるという、方式に関するパターンとコードに対する考え方が一つ出ております。

それから既存の放送事業者に放送設備の提供を法的に義務づけてまで第三者利用を認めることに反対である。この二つが民放連の要望書の趣旨でございまして。

次に、日本新聞協会要望書の要旨でございまして、新聞や通信社が公平、平等かつ自由に文字多重放送の運営に参加できるということが望

ましい、これが一つでございます。

次に、二番目といたしまして、文字多重放送は新聞による情報伝達作用の延長にあるので、文字でございますから延長線上にある機能を持つものと考えられるので、たとえば放送番組の編集基準として放送法の四十四条がございまして、この編集基準の放送法四十四条などは新聞の延長と考えた場合は適用は望しくないと考え、そういうのが二番目の考え方でございます。

三番目は、放送界との円満な協力関係を維持しつつ文字多重放送の実現を図りたいという趣旨がございまして、

四番目といたしまして、電波多重のフックシミリ、これは非常に新聞に近くなると申しますか、文字多重よりも新聞に近づくわけでございましてけれども、電波多重のフックシミリについては文字多重放送とは別個に今後新聞、通信社の意見を聞くように要望する。こういうふうな趣旨のものになっております。

そのほかに、文字多重放送問題地方新聞連絡協議会の要望書及び全日本新聞連盟から要望書が出ております。

○福岡知之君 民放連の方はちょっと後へ回しますが、いま後段にお答えいただいた新聞協会の要望書、その中で、「番組の編集基準（第四十四条）などの適用は望ましくないと考えられます。」云々、こういうことが一つありますね。これについては当局としてはそうではない、こういうふうにお考えだろと思うんですが、いかがかということ。それから多重におけるフックシミリについて今後新聞社、通信社の意見を十分聞いてくれということですが、これはどういう願意があるんですか。

○政府委員（田中眞三郎君） まず、四十四条の適用でございまして、私も、文字ではございましてけれども、やはり貴重な放送電波を使つた形のものになるわけでございまして、放送法四十四条の適用はすべきである、このように考えております。

それから新聞協会のフックシミリ多重といいますが、これに対するものは、別の言葉で言えば電波新聞とも言われておりますので、これからの技術の可能性、あるいはそれがどういう形で出てくるのか、プリンターと申しますか、そうしたものの開発もあろうかと思ひますけれども、技術の可能性がいろいろ考えられるということ、その時点においてまだわからないので意見を十分聞いてください、こういうことだろうと思ひます。

○福岡知之君 戻りまして、民放連の要望書でございまして、局長が挙げられました幾つかの点で、コード方式とパターン方式との関連、これは考えようによれば非常に重要な点でございまして、けさほど来も新谷委員からも一定の見解が出ておりましたけれども、しかし電波技術審議会が当面パターンで実施しよう、こういうことが決まり、特にNHKはそれに対応すべくいま諸種の準備を一定の費用をかけてやっていたという段階にすでにあるわけですね。この民放連の方の要望書を見てみますと、確かに局長おっしゃるように、「コード伝送方式の答申をまっぴら、先に答申されたパターン伝送方式との比較検討を十分に行い、将来性のある優れた方式を採用すべきである。」幾つかこの理由が挙がっているわけですね。納得できない理由もあるんですが、民放連はNHKが先行してパターン方式で来年度後半から実用化に入つたとしてもそれに追いつかない、民放当局は追いつかない、当分NHKの実施状況を見守る、こういう可能性が非常に強いと思うんですね。

聞くところによれば、仮に電波技術審議会がコード伝送方式の実用化の答申と申しますか、そういうものが行われたとしてもさらに二、三年の準備にかかるなどということも耳にしているわけですが、そうなりますと、民放連が主張をしているであろうところのこのコード方式による多重放送の実現というのは数年以上先になつてしまふんじゃないか、そんな懸念があるわけですね。

○政府委員（田中眞三郎君） そのコード方式の審議の進め方でございまして、今日ただいまにおきましてもしもこの方式に関する議論が国会を初めとしていろいろな分野で活発に開かれておるわけでございます。ですから、そうした情報を技術の方々も十分入った上で毎日の御審議をいただいております。そして経済性その他、あるいは普及を阻害しないかという面も当然含めまして御審議いただいております、こういうことでございまして。

けど、この点は行政当局として、NHKだけが先行してしまふという可能性を含めてどういうふうな考へて対処されようとしているんですか。

○政府委員（田中眞三郎君） そのコード方式の審議の進め方でございまして、今日ただいまにおきましてもしもこの方式に関する議論が国会を初めとしていろいろな分野で活発に開かれておるわけでございます。ですから、そうした情報を技術の方々も十分入った上で毎日の御審議をいただいております。そして経済性その他、あるいは普及を阻害しないかという面も当然含めまして御審議いただいております、こういうことでございまして。

それで、ただいま御審議いただいております放送法等の改正案の中には、ただ文字多重放送あるいは音声多重放送というもののについての道を開くという形の手当てをしておるだけでございまして、その方式についての、パターン方式でいくとも書いてございせんし、コード方式でもないし、そういうような方式に対するものは法レベルでは載っていないわけでございます。実際にこうして手当てを徐々にやっておるわけですが、これをどう普及させていくかという点につきましては、いま御議論いただいております方式のほか、どうした形の魅力のある番組が回転の速いサイクルで置きかえられてつくれるか、またそれを待ち受けておる受信者の側に入ること、ということでございますが、民放につきましてはやはり多重というところで現在送っておりますテレビジョン放送に乗っけるわけですが、その多重を受信するためにその時点においてはテレビジョン放送の方は見えなくなるといふような問題もあるわけでございますし、また補完するといふ形で電波の者のための番組をつくらうと申しますと、それについても非常にお金もかかるし、また特殊なエキスパートも必要とするといふようなことである問題はあると考へておるわけですが、やはり公共放送であるNHKを中心として、あるいはリーダーになつてもいい、また民間放送におきまして非常に熱心な方々もおられるわけですね。

○政府委員（田中眞三郎君） いま先生からいろいろ御指摘がございましたように、NHKといたしましては、昭和五十七年三月の放送の多様化に関する調査研究協議会の報告書におきまして、NHKの放送設備を利用する第三者の選択については、NHKの公共放送としての性格あるいは視聴者に対するチャンネルイメージ、それを維持することが

ございまして、そうしたかっこうでせつかくできました、新しく開発されましたこの技術というものを国民に早く還元できるようにという形でそれの立場において普及を図るべく努力してまいりたい、私どももいたしまして当然その衝に当たるとしていろいろな角度からの努力を払うべきである、このように考へておる次第でございまして。

○福岡知之君 ここで余りやっていると時間がたつてしまいます、どうもこの民放連の要望書の各項目を見ても、当面民放当局としてこの多重放送を本格化するという点については消極的な感じが察せられるわけですね。私、それがちょっと気になります、ましてや先ほどの「設備提供を法的に義務づけてまで、第三者利用を認めることには、絶対に反対である。」、こういう文言がありますし、あるいは「海外においても文字放送は、「第三者に免許して実施している例はない。」と言いつつおられますし、マスコミの集中排除という行政方針もさることながら、憲法上、「事業者の財産権を法的に制限してまで文字放送を第三者に免許する程の公共的理由は、認められない。」、そういうふうにかなりはつきりとみずからの見解を表明されておるわけですね。

ところで、私は、これは民放当局だけじゃなくてNHKにもお聞きしたいんですが、NHKにもこの第三者利用という道が今度は逆に開かれて一定の出資等も可能になるということで、私はいいんじゃないかなというふうな気がして、私ですけれども、これはNHKの方ではどのようにお受けとめになり、具体的にはそういう第三者機関の設置というのについて構想をお持ちかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人（坂本朝一君） いま先生からいろいろ御指摘がございましたように、NHKといたしましては、昭和五十七年三月の放送の多様化に関する調査研究協議会の報告書におきまして、NHKの放送設備を利用する第三者の選択については、NHKの公共放送としての性格あるいは視聴者に対するチャンネルイメージ、それを維持することが

大事ではないか、その設備が視聴者の受信料によって形成されているという性格や使命を十分留意した対応を図ることが必要である、そういう御指摘をいただいておりますのでございまして、NHKといたしまして、NHKの放送設備を第三者に貸与する場合は、いま申し上げましたようなNHKの公共的性格と使命を理解して、NHKの番組編集の基本方針を尊重して、そして業務運営に当たっていただける放送事業者である必要があるというふうに考えておる次第でございます。

○福岡知事 NHKが衆議院の通信委員会ですべられました御意見の中に、ただいまの会長の御説明も含まれておると思います。

引き続きNHKにお聞きしますが、このテレビ音声多重、文字多重が第九条一項のNHKの業務に加えられたことは適切なことだと歓迎をされております。あるいはまた、NHKが出資することのできる範囲が法律上拡大されたという御理解に立って、今日までの宇宙開発事業団あるいは通信・放送衛星機構あるいは有線テレビジョン放送施設等々きわめて限られた対象になっていったのが、今回は「業務に密接に関連する政令で定める事業」ということで、政令で具体的には定められるにしても範囲が拡大するということで、これもまた歓迎をされておるようでございます。長期ビジョン審議会からの提言にも沿っている、こういう御認識のようでありまして、NHK並びに当局は、多重放送の実施に伴って必要な第三者機関に対する出資にとどまるわけですね。かねがね民間クロージングアップもしておりましたNHKの外郭団体等がありますが、これにはいまNHK当局は出資をしておらないと承知しておりますが、今回こういう多重放送に際して出資の幅を広げるということを含頭に置きますと、業務に密接、関連の深い外郭団体といえますか、そういうものにも出資を拡大していくことが可能なのにも思ふんですけれども、これは当局とNHK両方、御希望があればそれも含めて、率直に一遍お聞かせを願いたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 先生御指摘のように、NHKの既存の外郭団体という、その中でも特に株式会社形態をとるものにつきましては現在までNHKは一切出資することが法的に不可能であつたわけで、いわゆるNHKが出資した子会社という状況ではございません。それぞれの設立の経緯のもとに独自の資本構成を持っているわけでございまして、したがって現在までの経緯あるいは運営状況、そういうものを十分尊重しなければならぬというふうには考えておるわけでございませう。しかしながら、今回の改正案によつて、協会の業務に密接に関連するものについては、政令で定める事業を行う者に出資の道が開かれる、こういう新しい時点になったわけでございまして、その際、既存の外郭関連会社への出資についてもその必要性の可否をやはりわれわれとしては十分検討して対応していかなければいけないのではないだろうかというふうには考えております。

○政府委員(田中眞三郎君) 出資条項の拡大でございませうけれども、当然に、今度考えております多重の第三者は対象にあらわれないものとしては、多量の第三者は対象にあらわれないものとしては、協会の放送する放送番組を収録したビデオテープあるいはビデオディスク等の制作、それからそれを販売する業務、それから放送番組やその素材の制作、提供に関する事業等で、NHKだから持っているというふうなものがあるわけでございまして、そうしたものの販売、そうしたものの出資をするということはこの趣旨に沿うものであるというところで、実際には協会の業務に密接に関連する政令で定める事業ということでございまして、その政令の制定に当たりましてはNHKあるいはその他の関係のところとも十分連絡をとりながら決めていくべきものだ、このように考えております。

○福岡知事 局長、NHKの会長が申されたことと局長の申されたことは、これは別に矛盾しないんです。そういうふうには理解していいんです。

○政府委員(田中眞三郎君) いまも私申しましたように、相談するといひますか、意見を聞きながらということ、当然、私は矛盾はしないというふうには思っております。

○福岡知事 時間が迫つてきましたので、少し技術的なことでお伺ひしたいと思います。

文字多重放送の実用化に当たりましては、先ほどもパターンとかコードとかいうことで議論があるわけでございまして、音声多重についてはすでに三年有余にわたりまして試験放送が行われて、受信機対策も一応は整つてきたと思つております。今後、この多重放送のシステムが、コード方式の併用といひますか、共用といひますか、そういう方向に進んでいくとした場合、やっぱり受信機の標準化というのについて可能な限り早く電波当局としては方針を立てる必要があるんじゃないか。でなければ、結果的にユーザである国民が二重投資、二重負担を強いられるというところにもなりかねないわけであります。さらに、来年度からはもう一つのメディアであるキャパテンシステムが実用化に入っていく。これにつきましても放送の多様化に関する研究会の報告書によりまして、文字多重放送とキャパテンシステムについてのアダプターに関しては、技術的に類似性があるので共用による価格の低廉化を図り、かつ操作を容易にするなどのために相互の互換性を考慮した標準化、共用化を図ることが必要だ、こういうふうにも述べておるわけでありませう。

また、先ほど引用した民放連の見解の中にも、「キャパテンシステムは、約二年間パターン伝送方式による実験を続けてきたが、表示速度が遅いとの批判が多いため、実用化のさいは、コード伝送方式を採用する方向にある」、こういうふうにはや先走つた見方をしておりますが、いづれにしても、パターンとコードというのは当面は非常に対立的に要素だけが表に出ましてむずかしいわけですから、将来を考えると、これは誤字が多い、電波が弱くなった地域では字が間違つてしま

つて当面は実用にたえられない、こういうふうな欠陥が現在あるわけですから、それが克服されていくという、その延長線上でコード方式というものが国際的な趨勢としても採用を考慮せざるを得ないと思つておるわけで、中間的なハイブリッドとかいうシステムを採用するにしろ何にしろ。したがって、私は、当面のこのパターンでいった場合の将来の方向として、国民あるいはまたセットメーカー等が混乱を生じないような方向づけだけはしていかないと経済的にもロスがある、こういうふうな考えなんですけれども、当局としてはどういうふうな手を打っていかれますか。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま先生から、パターンとコードの整合性と申しますか、そうした標準方式がいろいろ言われている中でどうした受信機対策を講ずるのか、またキャパテンシステムとの共用性あるいは操作の容易性あるいは価格の低廉化等々いろいろ考えるべきではないかというお話でございませうけれども、今国会を通じていろいろ形で御審議あるいは御提言いただいているわけでございます。この場におきます審議を十分電波技術審議会の場合にフィードバックし、その真意がどこにあるかということも電波技術審議会の各先生方にも十分御理解いただいた上で、コード方式の審議を促進するなりキャパテンシステムとの共用性を図るなり、またパターンとの問題点というふうなものも、経済性を含めまして十分今日の論議をフィードバックした上で、その電波技術審議会の場においても技術的な審議にはね返つた上で審議してもらつて、そのような方向で各方面の方々が関与しておる電波技術審議会の場にお願ひしたい、このように考えておるわけでございませう。そして、その上で、伺つてまいりました審議の状況及び中間報告あるいは答申等を十分見た上で方向づけを私どもすべきであらう、このように思ふ次第でございませう。

○福岡知事 NHKにお伺ひいたします。音声多重の場合の試験放送では都市部を中心に

サービスをしてまいられたと思うんですが、いよいよ本格化する多重放送のこれからはどのように全国普及を目標に展開されていくものかという点、それが一点。

それから先ほどちょっとお尋ねをいたしました、出資の拡大によってNHKの経営の基盤の強化とかいうことには必ずや役立つもの、こういうふうにお考えかどうか。その二点をお伺いしたいと思います。

○参考人(坂本朝一君) 音声多重につきましては、御承知のように現在NHKは逐年その拡大を図っております、先ほど申し上げましたように、全国的なカバレッジは五十六年度末六〇%から五十七年度末には六八%というふうになる見込みでございます。新しい放送法の改正によっていよいよ本格化するところに向かうわけでございますが、文字多重につきましても、音声多重につきましても、私はいわゆる都市部中心というようなことではなしにやはり全国的にこれを推し進めていくという、そういう積極的な考え方で対応したいというふうに思っております次第でございます。

それから二点目の、NHKの出資の拡大ということがNHKの経営の基盤にどう役立つのかという御指摘でございますけれども、私は、やはり毎々申し上げておりますように、経営の効率化に資するということ、そういう目的も当然この出資の拡大ということとは考えるべきであらうというふうに思っておりますので、これは両々相まって経営の基盤を強固にするという、そういう基本的な考え方のもとにこれに対応したいというふうに考えております。

○福岡知事(君) ちよつと聞き落としたんですが、カバレッジがいま六〇%、こつし以降はどういうことになりそうでございますか。

それからもう一点、カバレッジとあわせまして、放送時間が、現在私の承知しているところ、これNHKの資料ですけれども、一日当たり二時間二十分でございます。民放はこれよりも少のう

ございます。これをもう少しロングにするというお考えはあるのかどうか。

○参考人(坂本朝一君) カバレッジにつきましては、大体五十六年度末が六〇%で、五十七年度末には六八%になるであろう、音声多重でございますけれども、そういうことでございます。

それから放送時間につきましては、大体逐年三十分ないしは一時間ぐらいずつふやしております、今後ともふさわしいというふうに番組を積極的に開拓していきたいというふうに考えておりますので、決してデミッドになっていくということではございませんので、その点は御理解賜りたいと思ひます。

○福岡知事(君) 次に、市民ラジオ関係についてお聞きをします。

今回、市民ラジオ局については技術基準適合性を確保した上で免許制を廃止する、こういうことになっております、これは行政の簡素化、国民の利便という点から歓迎すべきだろうと思ひますが、しかし一面、免許申請の手数料が今日は四千円、開設できるものが今後は技術基準適合証明の手数料として一万二千円、約三倍になりそうですけれども、これは一体どういうことでございますか。

○政府委員(田中眞三郎君) 現行の免許申請手数料は一局四千円になっております。それから現行の一ワット以下の技術基準適合証明手数料は一万二千円ということと三倍のことかと思ひますけれども、私どもはこの技術基準適合証明を受けました市民ラジオは免許を要しないこととしようと考えておるわけでございますけれども、市民ラジオは簡便な機器で試験項目も少なく済むわけでございます。また同時に、かなり大量の機器を試験できるということで効率的な処理もできるということとで新たに手数料を決める必要があるという、現在は一ワット以下ということで、この中にはいま組上っております市民ラジオを対象としていませんで、そういう形でございまして、新たに一局四千円と申しましたけれども、そ

れを下回るように関係方面と調整もするし、またそれが可能であるというふうに考えております。つまり四千円以下にするつもりでございます。

○福岡知事(君) ぜひそういうことで改善をしていただくことが望ましい、こういうふうに思ひます。

それから市民ラジオのように免許制を廃止することは一気にはできないにしても、最近無線機器が非常に高性能になったりコンパクト化したりして非常にすばらしいものができていくわけでありまして、実用上、利用上も障害があるように思ひません。そういう状況にありますから、免許を取るのにも少し簡易な方法で取れるようにできないものかどうか、そういう検討はされる考えがございりかどうか。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま御指摘のような考え方は、実はかねてからそうした線の上での検討を進めていたつもりでございまして、また可能な範囲で実施もしてきてわけでございまして、昨年、九十四通常国会で電波法が改正されました技術基準適合証明制度というふうなものも取り入れましたけれども、私ども、やはり先生御指摘のような線上での一環の措置であるというふうな考えでおるわけで、今後ともこうした制度を最大限に活用すると同時に、またいろいろな角度での簡素化への方向の検討というものは中止すべきではないというふうに考えておる次第でございます。

○福岡知事(君) 次に、今回の、国内の外国公館に無線局の設置の道を開くことを相互主義に基づいて実施しようというところでございます。これは結構なことでございますし、ポーランドのあいう事象が出たときに少なからず情報に私たちは飢えておったということもありまして、こういう改正になってきたのだと思ひますけれども、逆説的に、恐縮ですけれども、いままでなぜこれが認められなかったのか。

○政府委員(田中眞三郎君) やはり現在の電波法

第五条でなぜ外国性を排除しておるのかということかと思ひますけれども、やはり電波は有限で希少性といえますか、資源的にそう豊富ではなかった、逆に言いますと、そうした観点から国際的にも使用があるいは業務別、地域別に分配されておりました、その枠内において各国が有効に使っておるというわけですが、御存じのように無線局に対する要望というものは増加の一途というふうなことでございまして、まず外国人に使わせるよりも自国の国民の需要をまず第一義的に満たすべきである、このようなことだと思ひます。

ただ、特別の場合、飛行機とか義務船舶等々につきまして、いわゆる電波法の実験局とか電波法の第五項第二項各号の場合及び百三条の二の無線局、これは例外でございましてけれども、やはり電波は貴重である、したがって本国人というか自国人にまず使ってもらおう、こういう思想であるというふうな考えでおります。

○福岡知事(君) 局長、今度こうすることによって、たとえば欧米諸国並みにこれであるのかどうか。

それからもう一つは、外国公館に無線局設置を認めても、これは外交特権を持っていますから一般の無線局のように立入検査ができるわけじゃない、管理監督は行き届かないという嫌いがあると思ひます。まず、問題は平常的にあると思ひませんけれども、そういうことだろうと思ひますね。そういうことによる支障は出てこないかどうかでございますか。

○政府委員(田中眞三郎君) 二つ御質問があったかと思ひますけれども、一つは、幾つかの国がすでに相互主義によりまして他国の公、大使館等にも開放しているところがあるわけでございましてけれども、先進国並みに開放したということとは言えるかと思ひます。それぞれ何カ国ぐらいというデータはあるわけでございましてけれども、七十六カ国が外国公館に無線局の運用を認めておる、それでそのうち六十一カ国が相互主義を前提としておるということで、七十六カ国ないし六十一カ国

並みになったということでございます。

それから無線局の管理監督はどうするのかというところでございませうけれども、やはり無線局でございますから、国内の一般の無線局と同様、免許に当たりましては周波数あるいは空中線電力等を指定するといふ把握いたしまして、他の無線局に混信等の妨害を与えないような措置が必要であると考へております。

ただ、一般にこうしたところでは立ち入りというのには嫌うわけでございませうけれども、これは電波は出ますので、電波の質あるいは空中線電力あるいは高調波の強度というものは十分外部からも測定できるわけでございまして、実質妨害を与えることのないといふことが、管理監督は十分行い得る。外国公館の不可侵ということによりまして無線局の管理監督が不十分になるというようなことはないと考へておる次第でございます。

○福岡知之君 最後に、船舶局の無線従事者証明という問題が今回提起されているわけでありまして、これについて伺います。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約、この条約の発効に備へまして新たに船舶局無線従事者証明制度というものの導入を図っておられるわけでございませうが、船舶局の無線設備の操作についてはむしろ新しく無線従事者の資格を設けるのも一つの方法ではないかという考へがございませう、これを設けようとなされたのはなぜかということ。

それから二つ目に、船舶局無線従事者資格証明は、連続して五年以上無線通信の業務に従事しなかつた場合等はその効力を失ふこととなつておりますが、これを担保するため郵政大臣が報告を徴収する権限の新設や証明の効力を確認するための書類の提出を求めることとしております。果たして証明の効力の有無の把握はこれでなされ得るかどうか。二点について伺ひたい。

○政府委員(田中眞三郎君) まず、新たな無線従事者資格を設けなかつた理由はなぜかということ

でございますけれども、現在、わが国の無線従事者制度でございますが、一般に一つの無線従事者資格、一級無線通信士なら一級無線通信士という資格で海上だけではなく航空及び陸上の無線局の無線設備の操作も行えるというふうなことになつております。これに對しまして条約の方でございますが、船舶局に勤務する無線従事者につきましては、遭難等船舶の非常の場合に關する一定の知識の追加、遭難等の知識でございます、及び実際の訓練、救命艇についておる SOS の設備をどう動かすかというふうな実際の訓練を求めまして、そうした能力を船舶に従事するための資格証明の要件とする、こういうことになつておりました。しかも連続して五年以上船舶に關する無線通信の業務に従事しなかつた場合には再訓練を受ける、再訓練を受けない限りその証明の効力を認めないことにしよう、こういう制度が国際条約で決められたわけでございませう。そうしたために、この条約を受けました新たな無線従事者資格を創設するということになりまして、まず資格の有効期間あるいはその他の面で現行の国内制度とのそごを来す、適當ではないというふうなことを必要とするの船に乗るための資格というものを必要とするのことにしたわけでございませう。新しい無線従事者資格は設定しなかつた。

それから次に、船舶局無線従事者証明は五年以上船舶の無線局あるいは海岸局等に從事しませんでしたと効力を失ふことになる、あるいは再訓練を受けていないと効力を失ふことになるというわけですが、その把握でございませうけれども、無線局の免許人は、無線従事者を、選解任と申しておりますが、選任または解任したときには遅滞なくその旨を届けはしむと義務づけになっております。法の第五十一条でございませう。また、今回の法の第十条の改正で、無線局の定期検査あるいは臨時検査の検査事項、これは法の七十三条の第一項と第三項でございませうけれども、その定期検査、臨時検査の検査事項に船舶局無線従事者証明

の有無を含めることとしたしておりますので、こうした規定によりまして一応の把握は可能であるというふうな考へております。また、いま先生もおっしゃいましたように、証明が失効しておる疑いのある者につきましては効力のための書類の提出、今度加えました法の第八十一条の第二項でございませうが、書類の提出を求めるなどの措置をとることとしたしておりますので把握は十分である、このように考へておる次第でございませう。

○白木義一郎君 放送法並びに電波法の一部改正案についてお尋ねいたしますが、中でも特に多重放送について何点かをお伺ひしたいと思ひます。けさはどからの当委員会の論議を伺つて、あるいはまた大臣の趣旨説明を伺ひましたが、郵政省はなぜこのテレビジョン多重放送について今回の法改正を急がれるのかという疑問を私は持ちます。最初に、その理由をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) テレビジョンの多重放送の技術でございませうけれども、最近の技術革新に沿つた一連の成果でございませう。こうした技術開拓の成果というものはできる限り早急に社会、公衆に還元すべきものであるという基本的な考へ方がございませう。そういう考へ方から、音声多重放送及び文字多重放送については実用のもともついたということで、今回所要の法整備を行おうということとで御提案申し上げておるわけでございませう。特に、そのうち文字多重放送につきましては、耳の不自由な方々にとつてもきかめて有益であり、早期の実現を望む要望が数多く出されておるわけでございまして、一刻も早くこれらの要望にこたへる必要があるというふうな考へたからでございます。

○白木義一郎君 私実はさういうつもりで伺つたわけですが、けさはどからの論議を伺ひますと、大変その実現には息の長い、また大変先の長い話を伺つておるわけですね。そこで、郵政当局に、将来にわたつてこの多重放送の実現についての基本方針並びに利用計画についての御説明をお

伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) この法の御審議を得まして、さしむき二日という分をパターン方式でいけば二十種類程度の番組を送れる、こういうことでございませうけれども、将来性がいろいろあるわけでございませう。まず、H がふえる可能性がある。現在二日ですけれども、六日ほど加わる可能性がある。それからまたパターンでなくてコードになりましてスピードも五ないし十倍になる。こういうことでございませうけれども、そうした将来の利用計画でございませうが、一応、当面は実用可能な二日の利用形態というものをやはり参考にしたい。これ自体もかなりいろいろ考へられるわけでございまして、やはりさしむきは二日の利用形態と各事業者の創意工夫にまかしたい、こういうふうな考へております。また、コード方式の実用化で非常にふえる。これにつきましては可能性はいろいろあるということとで、これは標準方式も決まらないといひますか、ただいま御審議いただいておりますので、そうした段階で関係者と相談しながら決めていくべきものである、可能性は非常に強い、こういうふうな考へておる次第でございませう。

○白木義一郎君 いま局長からの御答弁で、文字多重放送が耳の不自由な方々にとつてきかめて有益であり、また大変要望が強い、こういうお話をした。そこで、お尋ねしますが、この耳の不自由な方々の団体が政府あるいは関係諸団体に陳情あるいは請願をされておるようですが、その内容を御承知でしたら、ちよつとお知らせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 文字多重放送についての耳の不自由な方々からの要望書でございませうけれども、一言で申しますと、実用化が近いと言われておる文字多重放送の電波の一つを聾啞者専用としてもらいたい、こういう内容でございませうけれども、こうした種類の要望はいろいろ団体あるいは市町村等々からいたしておるわけでございませうけれども、また早期実施につきましてまた

びた要望は受けておるわけでございまして、電波の一つを聴取者専用としてもらいたい、こういうものでございいます。

○白木義一郎君 いままで御説明を伺っている、すぐにも実現するようでありながら、また大変息が長い、一体どういふことか。耳の不自由な方々の立場に立って見ますと、それこそどから手の出るような話ではないかと思うんですが、実際にNHKではそのような文字多重放送がいつの実現できるのか、その内容が私どもに不明です。この法案が成立すればすぐにでもというように感じを受けるを得ないんですが、NHKとしてはいつごろこの実現ができるか、あるいはそのためにはこういう設備があるんだというようにことがありだろと思うんですが、具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(坂本朝一君) NHKのテレビの多重放送を本格的に実施するためには、この改正案が施行されて、また必要な省令が整備されまして、これに基づいてその放送局の免許の申請を行いまして免許を得る必要がある、そういう前提条件がございまして、NHK側の予定だけでいつから実施するということに申し上げるのはなかなかむずかしい状況にございまして、そこら辺の具体的なXデーというようになことにございまして、いましばらく御猶予をお願いしたいと思いますけれども、しかしいろいろと話題になっております聴力障害者の方々に對するサービス等、この文字多重放送には大きなそういう公共的な使命も託されておりますので、財政的な状況やそういう御要望を十分勘案しながらわれわれとしては積極的に対応していきたいというふうに考えておるわけでございいます。

○白木義一郎君 サービスは大変結構なんです、これからいろいろと手続をして省令をつくって、それから研究しましてなっていくことは表面的には伺っておくわけですが、もうすでにその見通しもついて踏み切られたわけですから、私どもも早

期実現についてできるだけ協力をしなければならぬという立場でお伺いをしていられるわけです。したがって、先ほど若干の設備等に對しては十一億とかあるいは七億とかという御説明があらりましたけれども、とてもそのぐらゐの費用でこれが実現をし、あるいは利用者サービスというようなことになろうとは素人考えとしても考えられないわけですね。

そこで、当時のNHKとして、いろいろな問題が山積されていられることは当然準備をされ研究されていられるはずだろと思ひます。私どもとすれば、こういうふうにならざるを得ないわけですね。できれば大体いつごろから放送ができますか、こういうふうにならざるを得ないわけですね。ところが、いま会長さんのあれでは、法ができたところや、それからそこらからやるといふふうな子供だましみたいな話で、ここでNHKの苦心のありのままを話していただいて、みんなで協力ができるとは協力をさしていただいて幅広いサービスの実現と、こういうことでお伺いをしていられるわけですが、資金的な面でもいろいろ問題があるのじゃないか、こう思ふんですが。

○参考人(坂本朝一君) ただいま会長が申し上げましたのは、ここでいまのこの放送法の改正についていろいろ御審議が進んでいられるわけでございまして、これが施行されてから政令、省令、いろいろという手続的な面がこれから先さらに細かく詰められていくわけで、そういうものがすべてでき上がりましたこの文字多重放送というものをが実際に出るのとは相当先になるということをおし上げておるわけでございまして、いま先生おっしゃいますように、私どももいたしましては、これまでもいろいろなハード面、ソフト面での研究、検討は進めてまいっているわけでござい

ます。少し、具体的にというお話なので御説明させていただきますと、特に先生のいま御指摘のございました聴力障害者向けの字幕サービスといったようなものにつきましては、先ほど申し上げまし

たように、プロジェクトチームをつくりましていろいろテスト版の制作などやられているわけでございいますけれども、要するに画面に出てくる番組内容を文字にしてスーパーをつける、これはやはりそういう番組内容を要約するということが必要であるわけでございまして、これは中に書いてある内容はできるだけ細かく、しかも正確に伝えなければいけないし、また画面と文字とのスピードの調整の問題というようにことで、非常に要約の手法というようにものもまだまだ研究を進めていかなければならぬ部分があるわけでございいます。それからアメリカ等と違ひまして、この漢字、かなのまじった日本語をどういふような形でもって迅速に文字化していくのかといったような問題もございまして、そういった要約あるいは文字化の専門家をどう養成していくかという、そういうような問題があるわけでございいます。

外国の例で言いますと、一時間の番組の字幕をつくるのに三十五時間ぐらいは要するということよくな実情にあるわけでございまして、そういった技術的な問題のほか、実用化に当たりましては、いま先生御指摘のとおりに相當の、先ほど高橋技師長が申し上げました設備面のほかに、ソフトの面での要員なりあるいは経費を必要とするわけでございまして、やはりこれはいろいろな解決すべき問題を、福祉社会といったような観点からみん

なで考えていかなきゃならない問題が多々あるのではないかと思ふわけでございいます。午前中もアメリカの例を申し上げましたけれども、アメリカでの聴力障害者向けのサービスは、やはり非営利の専門機関が設立されて、この機関がABCであるとか、それからNBCであるとか、PBSであるとか、そういったような各放送機関を通じて放送される。つまり、その機関が一元的にそういった字幕制作をやるといふような形をとって、そこで要員の訓練などもやっていると

か民間団体からいろいろな資金を入れて、そういうような機関をつくってやられているわけでござい

ます。日本の場合におきまして、一昨年、民間の基金によりまして聴力障害者情報文化センターという団体ができて、昨年、社会福祉法人の認可も受けておりまして、ここがすでにテレビ番組や映画の字幕等をつけてビデオカセットをつくるというふうな仕事のライブラリー業務をやっているわけでございまして、これにはNHK、民放連等も加わっているわけでございまして、そういったようなところが中心になりまして、今後各方面のいろいろな協力を得ながら積極的にそういう推進というものを図っていくべきではないかというふうに考えるわけでござい

ます。○白木義一郎君 ほんの表面的なことだけいま御説明をいただいたわけですが、それだけ伺ってもこれは大変なことだ、その技術的な開発の苦心あるいは時間、当然その裏づけとなる資金、その手当て等が、私ども、ただ見る視聴者、利用者だけの立場から見ますと、こういう法律ができるとすぐにでも始まるんじゃないか、こんな錯覚するのは当然だろと思うんです。いわんや耳の不自由な方がかねてから要望していた、それで政府が実現に向かつて踏み切つて法律をつくつた、それじゃと楽しみにしていたところが、何年たつても、そのうちに用意はできたけれども金の出どころがない、NHKも赤字がだんだん累積してきているようなことになってくると、健康な人はほかに幾らでも娯楽を求め情報を求めることはできますけれども、ハンディキャップのある方々は、それこそこういうことをしたためにせつな

○国務大臣(實録登載) 白木委員がおっしゃる通りでありまして、せっかくこういう新しいメディアが出てきて、いよいよ法律を通し、その実現を期しようということがあります、いつできるかわからないというようなことではないかと思ひますし、私が承っているところでは、いま御審議いただいている法律が成立をして、諸準備にかかりまして大体一年から二年後には実用的な放送ができる、こう聞いているのであります。

ただ、NHKはこういう財政困難の折からでございますけれども、先ほど来御説明があったように十一億四千万の金がかかりそう、これは国から金を出すということもやっておりますし、NHKは全部受信料でやっているわけでございますから、ひとつお互いに創意工夫は資金面でもいたしたいと思ひますが、まずNHKの自助努力、苦しいときではあります、自助努力もひとつ御期待をいたしておきたい、こういう考え方でござい

ます。

○白木義一郎君 いまも大臣が十一億程度、こういう大ざっぱな考え方では御答弁なさいましたけれども、NHKさんの方はともうそういうことでは実現に向かうことはどうなんでしょうか。

○参考人(高橋良君) ただいま先生のお話にございました十一億というのは直接建設投資の一部のお話でございまして、先ほどの御質問にもお答え申し上げましたように、伝送系として、たとえば東京発で全国の現在の放送網を利用いたしまして文字放送を現在の放送網のカパレージのところにお届けしよう、そのために伝送系に付加する建設投資額を十一億と申し上げたわけでございます。

それからもう一つの設備といたしましては、制作設備費があるわけでございます。これは御承知のように、文字をつくるとか図形をつくるというような制作設備費でございますが、これにつきま

す、各局の放送の制作設備として一局単位約一億かかるということをお願いしたわけでございます。

それで、いま先生のお話でございましてけれども、これはきょう現在での試算勘定でございまして、当然でございまして、先生御指摘のように、制作費そのものにつきましましては、番組のあり方並びに制作手法、これによつても非常に金のかかり方が違ってくるわけでございます。その辺につきましまして、特にデフサービスについては、ただいま坂倉専務理事からも御説明申し上げましたように、そういう福祉団体のようなものを外国のようにつくりまして、先生方にも御協力いただいて、

そういう形で一緒にやってつくっていただければ、この辺についてNHKの持ち分の番組制作単価というものは当然に下がってくるという判断もあるわけでございますが、補完利用その他もございまして、これにつきましましては、先ほど会長から御説明申し上げましたように、われわれといたしましては積極的に日常のニュースその他の補完番組というものについては対処してまいりたい。さように考えておりますし、なお、先生御指摘のように技術が非常に進歩しておりますので、一日と制作設備そのものもよくなつてまいりますし、また非常に簡単なものができるのじやなからうかというところで、鋭意その面の制作設備の研究開発もいまやらせている最中でございまして、その辺につきましましての御理解も賜れば幸いだと思います。

○白木義一郎君 設備のために要する資金、これは簡単に思ふところですが、制作費とかスタッフの件費とか、そういうふうなわけなれば、うかがい知れないような問題がたふさふさあるのじやないかと思ふんです。どこかに資金源を求めたいというふうなこともいまからどんどん進めなければ、大ざっぱに二、三年先にはきんじやないかというふうなことは、こうしたいんだ、どうか審議してもらいたいと言つても、これからやがてこれができれば、それからやります、それから

やりますと言ふのじや、何だかパン食い競争、馬の鼻面にニンジンをつら下げて走れ走れと言われているようなもので、われわれはいないけれども、いつもテレビの番組を、耳は聞かえないけれども目でも勉強もしよう、楽しもうと言つている方々に大変悲しい思いをさせやしないかというものが私の一つの考え方でございまして、それについても付加装置の問題が当然浮かび上がってくるわけですが、この点についてもあらかじめ、そういうふうにはなるけれどもこれだけ金がかかりますよ、できるだけ低廉でというふうなことでしようけれども、その辺の見通しをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 文字多重放送を受ける場合には付加装置を要するわけでございますけれども、一般に普及すると考えられます文字多重放送の受信機の価格でございますけれども、内蔵された場合は、内蔵されない場合に比べてパターン方式のものでは三万円高というふうな試算が出ております。というところは、本来なら、少々高い機械ですけれども、仮に十七万といたしますと、多重を受けられると三万円高になりまして二十万円の程度、それがコード方式だと七万円程度プラスの二十四万円になる、こういうふうな試算ができておる次第でございまして。

○白木義一郎君 そこで、郵政省は難聴者の方のどのぐらいおいでか掌握をされているのでしょうか。また、その中で生活保護なり福祉手当を受けている方がどのぐらいあるか。

○政府委員(田中眞三郎君) 厚生省の調査でございまして、五年ごとでございまして、一番最新のものは五十五年のものでございまして、五十五年の二月、厚生省が実施しました身体障害者実態調査の結果によりますと、全国の聴覚障害者の人数は三十一万七千人、そのうち生活保護を受けている人は一万一千人と推計しておる、このように聞いております。

○白木義一郎君 この法案の文字多重放送の実施理由の柱の一つとして、まず第一が福祉のため、

すなわち耳の不自由な人たちに對する放送が第一番目、その次に進めるのが第三者利用の制度、最後が独立利用というふうな先ほどから伺つておりますが、要するに付加装置を必要としなければならぬ、買ひ求めなければならぬのは耳の不自由な方たちであるということになります。それにもかかわらず、生活保護並びにその他の福祉手当を受けている人が、いま御報告いただいたように大変多い。さらに難聴が軽く生活は苦しいがその手当の対象にならないという方も大変多いと思ひますが、このような人たちに郵政省が有益と力説する付加装置が果たして手に入るかどうか、買えるかどうか、そういう点について郵政省は当然検討されてきたと思ひますが、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 耳の不自由な方々、特にその中でも生活困窮者というわけですか、そういう方々に対してこうした新しい技術の成果というものを還元するために郵政省としても何らかの便宜を図るべきではないかということでござい

ますけれども、この点につきましましては、一応身体障害者に対してまいりぬる福祉施策の一環といたしまして所管のところ、もちろん郵政省は応援する立場でございまして、検討をされることを期待いたします。ただ、郵政省といたしましては、むしろ、先ほど先生が最初に取り上げられましたように、送る側での経費も非常にかかる、日常的に番組を送るわけですからかなりの経費がかかるわけでございます。そうした面での推進策と申しますか、事業者に対する要望、NHKを初めとしまして、やはり放送事業者といたしましてはそれぞれの財政というものがあつたわけですから、その範囲内で創意と工夫と努力というふうなものである限り早く豊かな多量の番組をふやしていくという形で推進してまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

○白木義一郎君 それでは、いまお尋ねしたようなことが外国ではどういふふうな実施されているかというところを、おわかりになる範囲で御説明を

いただきたいと思うんですが。

○政府委員(田中眞三郎君) 海外におきます文字多重放送の実情ということでございますけれども、現在のところイギリス、フランス、西ドイツ等のヨーロッパ諸国及びアメリカにおいて本放送ないし実験放送が実施されております。

まず、イギリスでございますけれども、BBC—イギリス放送協会及びIBA—独立放送協会が、それぞれ一九七六年及び八〇年から本放送を開始いたしました。ニュース、スポーツ、買付けの字幕放送を開始した模様でございます。

次に、フランスでございますけれども、テレビ電気通信共同センターが七九年度から本放送を開始いたしました。株式情報、気象情報、地域情報等のサービスを行っております。

次に、西ドイツでございますけれども、西ドイツ放送連盟、第二テレビジョン放送及びドイツ新聞出版協会が八〇年度から実験放送を開始しまして、番組案内、ニュース速報などのサービスを行っております。

次に、アメリカでございますが、PBS—公共放送サービス、ABC及びNBCが、先ほどもお話の出ましたように、民間の非営利団体でありますところのNCI—全米キャブショニング機構の協力を得まして聴覚障害者向けの字幕放送を実施しております。なお、このほか、アメリカではKSL-TV、ユタ州の独立局でございますが、あるいはCBSなどが、イギリスあるいはフランスの技術を導入いたしまして実験放送を行っているようでございます。

特に、経費の問題でございますけれども、文字多重放送に要する経費は、各国とも放送事業者が第一義的には負担している模様でございます。

なお、イギリスでございますけれども、IBAは、最近文字多重放送に広告を挿入している模様というふうな情報が入っております。

また、NCIでございますけれども、ちよっと先ほどもお話が出たように、アメリカ

の字幕放送は、PBS、ABC、NBCがNCIに経費を支払ひまして聴覚障害者向けテレビジョン番組に字幕をつけさせているというのを聞いております。なお、NCIの場合、連邦資金及び字幕放送デコーダー販売会社などからの資金も得ている模様でございます。

ともかく、字幕放送については大変お金がかかるというふうなことで、その維持に關しましては大変私どももいたしまして関心を持っております。

○白木義一郎君 伺いますと、わが国はこの方面では大変外国に水をあけられているように伺いましたが、いろいろその要因はあるだろうと思ひますが、なぜ立ちおくれしているのか、ちよっとお考えを。

○政府委員(田中眞三郎君) 外国の場合、コード方式といえますが、アルファベット二十六文字でございますので、いままで御説明しましたのは全部コード方式でございます。日本の場合やはりなかなかだけというわけにはまいりませんので、なかなか、ひらがな、漢字が入るわけでございます。そうすると、二十六文字に対して漢字といえますと万というふうなオーダーになるわけでございまして、それに適したのがやっぱりパターンだらうというふうなことで、まず日本の場合は象形文字と申しますか、漢字に適したパターン方式が電波技術審議会と申しますか、技術の方々のグループとしては必然的にパターン方式についての結論が早く出せた、こういうことでございます。裏返して言いますと、コード方式については何分にも一万字—最近LSIと申しますか、非常にいわゆる素子の値段も下がったそうでございますけれども、この辺の技術が開発当時は相当に高かったというふうなことがございます。最近になりまして素子の値段が非常に下がったというふうなことで、漢字のような、一万字といえますか数千字を必要とするような文字発生器についても価格的にも可能性が出てきたというのが真相で、どうしておくれたのかということを一言で申しますと、漢

字、かたかな、ひらがなという問題であらうかと思っております。

○白木義一郎君 いま伺ったようにいろいろ隘路があつて、特に繰り返して申し上げますけれども、耳の不自由な方々のはのどから手の出るようにこの放送を待っているわけです。ところが、現実は大変はど遠いとうかがわざるを得ないわけですが、したがって、この実況の放送は相当将来年月をかなければならないということを明らかにしておいた方がその方々にはいいんじゃないか。と同時に、その実現方を一日も早く短縮して、そしてその希望に沿うように政府並びに当局の方々にがんばっていただきたいことを要望して、私の質問を終わります。

○委員長(勝又武一君) 両案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

次回は五月十一日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願(第二九〇八号)(第二九七四号)(第二九九九号)

第二九〇八号 昭和五十七年四月三日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願

請願者 滋賀県草津市追分町一二〇ノ一〇 松永興作

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二九七四号 昭和五十七年四月五日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願

請願者 宮崎市大瀬町ニクマ二、一七六ノ一 増田外科病院内 祝野勝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第二九九九号 昭和五十七年四月六日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願

請願者 横浜市内原宿町九五〇県営原宿団地三ノ一〇一 長谷山与一

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月一日)

一、放送法等の一部を改正する法律案

一、電波法の一部を改正する法律案

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願(第三二七七号)

第三二七七号 昭和五十七年四月十四日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に關する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小谷 内俊次

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤

正

六二 終わり
とと

と

九一 〃
民法

民放

二四 〃
公社郵

公社と

第五号中正誤

ベシ 段行 誤

正

六一 〃
循環

循環

二五 終わり
郵便

郵務

七二 〃
増合

場合

元四 〃
衛生

衛生

〃 終わり
懸念

懸念

昭和五十七年五月十九日印刷

昭和五十七年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D